



被災者相談研修 (基礎+少しの応用)

～不安なく相談会にご参加いただくために～



ひ さ ぽ

被災者支援情報さぽーとページ



本日の支援制度ツールがすべて無料で
DLできるページ 「ひさぽ」で検索を



みらいちゃん



はなたろう



まもるくん

日弁連 災害復興支援委員会 副委員長
日本災害復興学会 復興支援委員会



弁護士・防災士 永野 海

(静岡県弁護士会)

これまでに起こった現地相談活動

- ・平成23年東日本大震災
- ・平成30年西日本豪雨
- ・令和元年台風19号（東日本台風）
- ・令和3年熱海土石流災害
- ・令和3年大雨災害（静岡）
- ・令和4年台風15号（静岡）
- ・令和5年台風2号（静岡、和歌山）

静岡だけでこの5年間で
5回も現地相談が必要になる
災害が発生しました……

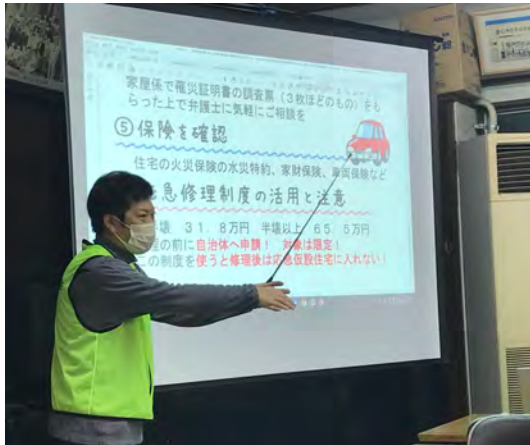


これまでに災害研修でお手伝いさせていただいた弁護士会／弁連

- 東北** 岩手弁護士会（in盛岡・他団体主催）／山形県弁護士会／仙台弁護士会／福島県弁護士会／**東北弁連**
- 関東** 東京弁護士会／第一東京弁護士会／第二東京弁護士会（2回）／神奈川県弁護士会（3回）
埼玉弁護士会（本庁・川越支部）／千葉県弁護士会／栃木県弁護士会（2回）／群馬弁護士会／静岡県弁護士会（たくさん）
山梨県弁護士会（in静岡）／長野県弁護士会／**関弁連（たくさん）**
- 中部** 愛知県弁護士会／三重弁護士会（三重県社協主催）／岐阜県弁護士会（2回）／金沢弁護士会
- 近畿** 兵庫県弁護士会（in静岡）／奈良弁護士会（2回）／和歌山弁護士会（2回）／**近畿弁連**
- 中国** **中国弁連（4弁連研修）**
- 四国** 香川県弁護士会（他団体主催）／徳島弁護士会／愛媛弁護士会（他団体主催）／**四国弁連（4弁連研修）**
- 九州** 福岡県弁護士会（2回）／長崎県弁護士会／大分県弁護士会／沖縄弁護士会／**九州弁連（4弁連研修）**

① 被災地での支援活動 ／ 支援制度の研修活動など

執筆・開発など
(自己紹介に代えて)



被災地での支援制度説明会の様子



共著



編著



分担執筆



被災者生活再建ゲームの開発・普及

② 防災(特に津波防災)の授業、講演、ゲーム開発



津波で全壊した気仙小学校(陸前高田市)
での津波授業の様子



単著



分担執筆



津波避難ゲームの開発・普及

被災された方を支援するのに、究極、**知識**なんていりません。

必要なのは、人間としての**素朴な温かさ**と、むしろ**わからないことを知ったかぶりをしないで、空っぽの頭からのスタートで調べて、考えて、何とかお伝えしようとする思い**、だと思います。

どんな災害時相談を受けても、最初はすぐに答えられないことばかりかも知れません。

「私が使える支援制度ありますか？」と聞かれても、すぐに答えられるほうがむしろ異常です。

でも、被災者支援活動は、**テスト**ではありません。

わからないことも、本やウェブサイト、資料、さまざまなツールをみれば大抵書いてあります。

また、行政の担当課に直接電話すれば大抵のことはわかります。

でも、**そんな一見当たり前のように思えることができなくなるのが、被災するということなんです。**

色んなことを調べたり、代わりに電話して聞いてくれる、ちょっと頼りになる親せきのお兄ちゃん、お姉ちゃんのような存在に、ぜひなって下さい。

知ったかぶりをせず、堂々と、

「**災害の制度って本当に複雑なんで、ちょっと調べてみましょう!**」、と明るく言って下さい。

そのかわり、**その場で一生懸命調べ、窓口には代わりに電話して聞いてあげて下さい。**

その場でわからないことは、「**調べてまたご連絡しますね!**」、で十分です。



法律相談の相談者は、すべて生活再建の相談者でもある

狭義の法律相談はこれらの本で
たいていは解決できます



土砂撤去、崩
れた崖の修復
は誰の責任？



アパートが浸水して
住めない・・・賃料を
払う必要は？

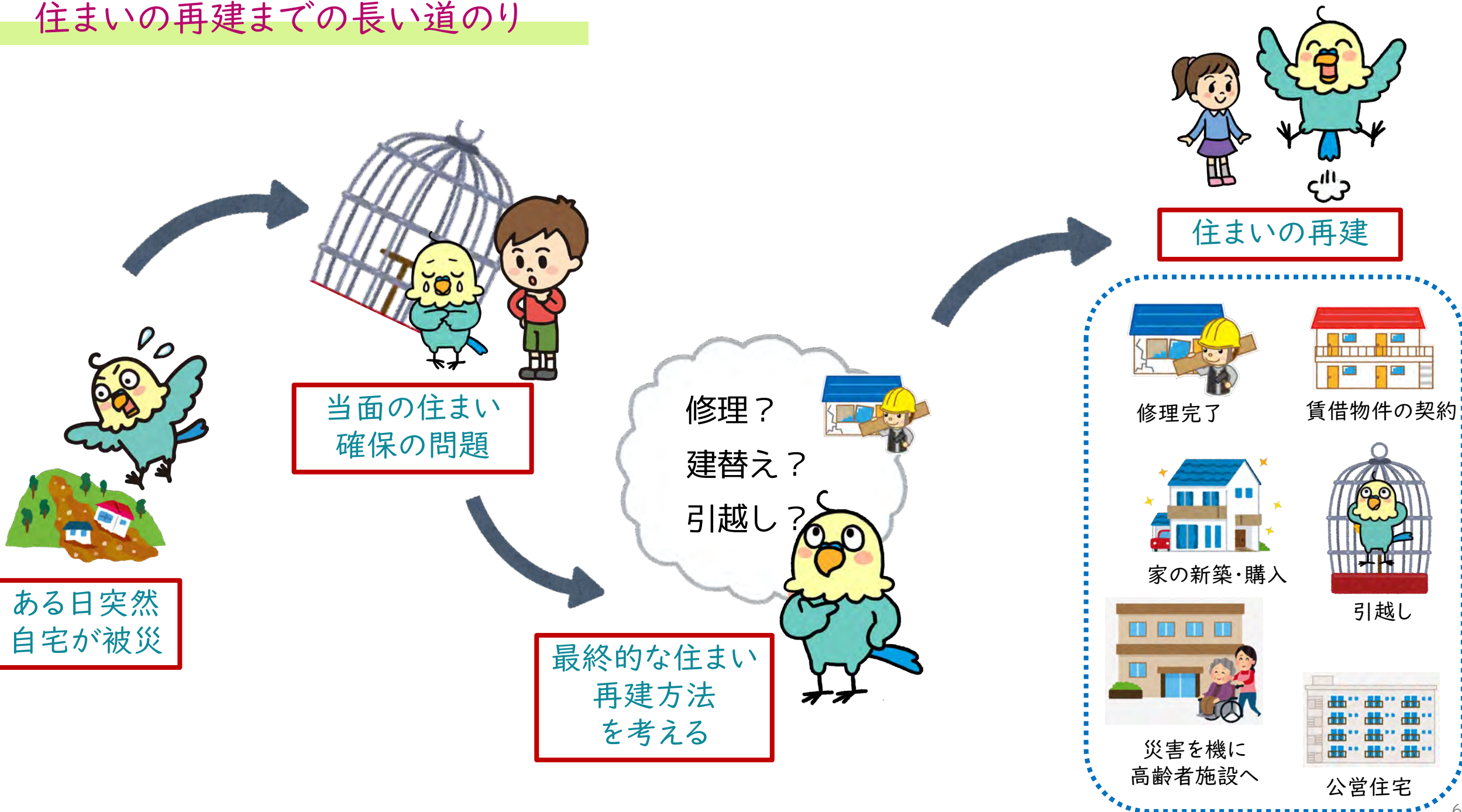


修理の詐欺にあっ
てしまった。お金は
取り戻せる？

でも、法律相談に来られたこの方たちは
その相談が解決してところで、被害を受けた家や
生活が元に戻るわけではありません



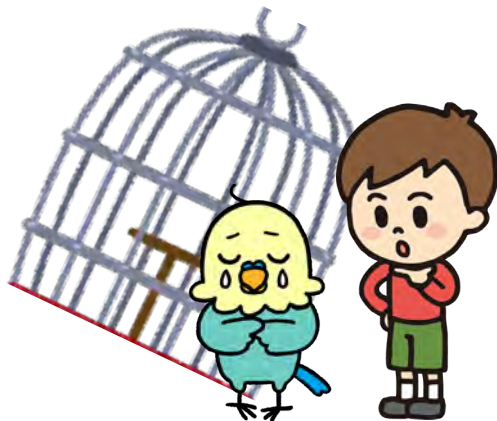
住まいの再建までの長い道のり



被災者が直面する4つの不安



被災



当面の住まい問題



再建方法の悩み



再建の完了

被災者の不安

生活・健康面
の不安

情報がない
不安

再建の為の
お金の不安

相談相手が
いない不安



プロによるサポートが
比較的されやすい

これまで十分には対応されてこなかった

情報がない
不安

再建の為の
お金の不安

相談相手が
いない不安

これまで十分には対応されてこなかった

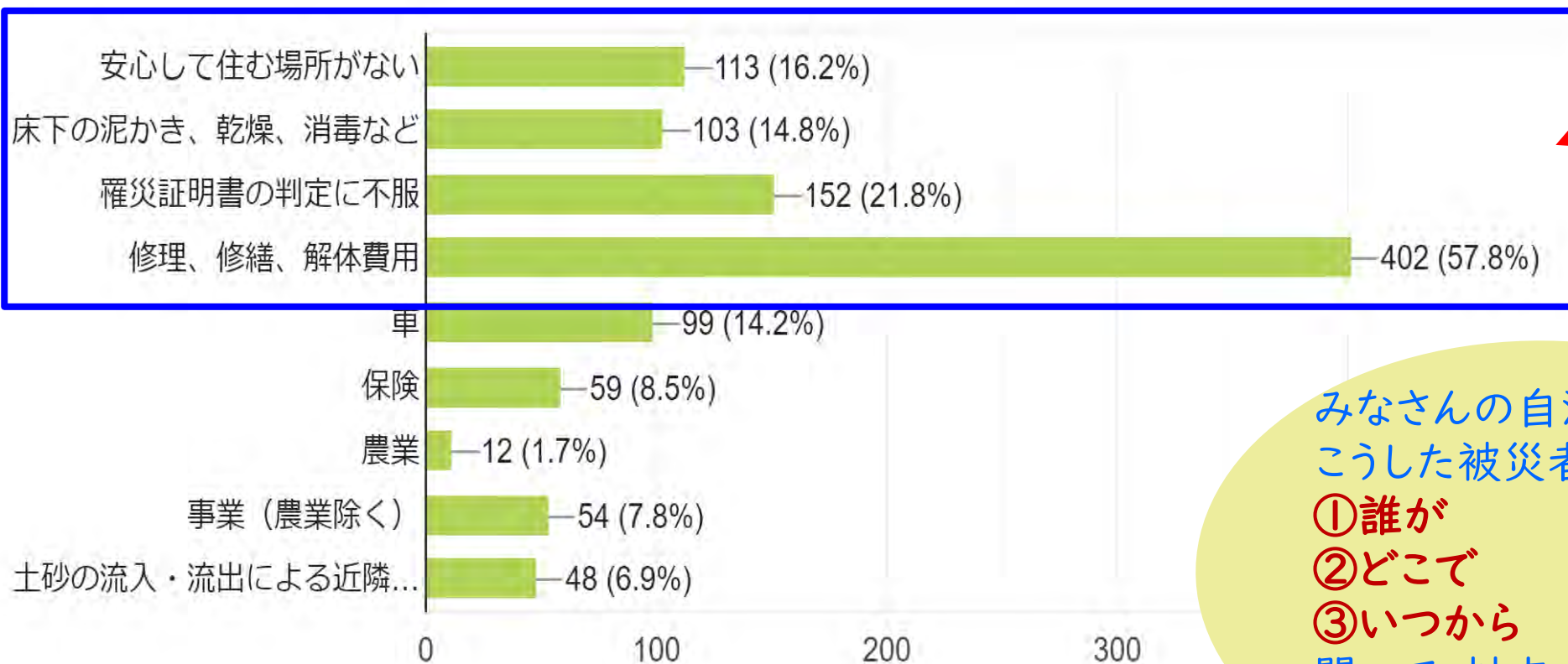
支援者、行政職員、社協職員、自治会、ご近所さん
みんなで 支援制度の知識 を得て
みんなで 情報を伝えあって、支援から
取り残される人がでないようにすることが大切



浸水約1万棟の令和4年台風15号（静岡）で特に多かった相談は何か

困っていることの大分類（複数選択可） ※ あてはまるものがなければ飛ばしてください

696 件の回答



ご相談が多かったベスト4

みなさんの自治体では、
こうした被災者の悩みを

- ①誰が
- ②どこで
- ③いつから

聞いて、対応できる体制
になっていますか？



出典：令和4年台風15号での静岡県災害対策士業連絡会及び静岡県弁護士会による被災者相談の統計データ
※合計約1300件の被災者相談のうち約700件の相談データから作成

水害相談を担当した弁護士が当時の相談票に書き残していた内容

- 先日、市から書類の束が届いた。よく分からないので、自分がどのような支援を受けられるか聞いてみたい。
- 今後、何をどういう順番で取り組んでいけばいいのか分からない
(何日間も眠れていない方で、心のケアが必要だと思いました)
- 市から被災者支援制度の案内文書が届いたが、見れば見るほど分からなくて相談に来た。自分が使える支援制度を知りたい
- これまで一度も私にきちんと説明してくれた人が居なかったので、初めて説明してもらえて嬉しい
- 当日の被害の精神的不調が大きく、話をきいてもらう人に救いを求めたい思いで相談にきた
- 1階が浸水して未修理で、自宅に住むのが辛い
- 相談者には夫と発達障害の子供あり。母の介護もあるところに今回の父の被災。とても一人で抱えきれるものではなく、相談できる人もいなかった模様。途中何度もつらさを思い出しては泣かれてた
- 何から手をつけていいかわからない、どうしたらいいのか教えてほしい(非常に混乱した様子だった)
- 床上浸水したが、どうすればよいかわからない。今後の方針で妻とけんかになり、妻ともども精神的に参っている
- 修理するか建て替えか判断できない。仮設にも移動が大変。色々悩んで憂鬱になる。



発災直後からの静岡県弁護士会の活動(時系列)



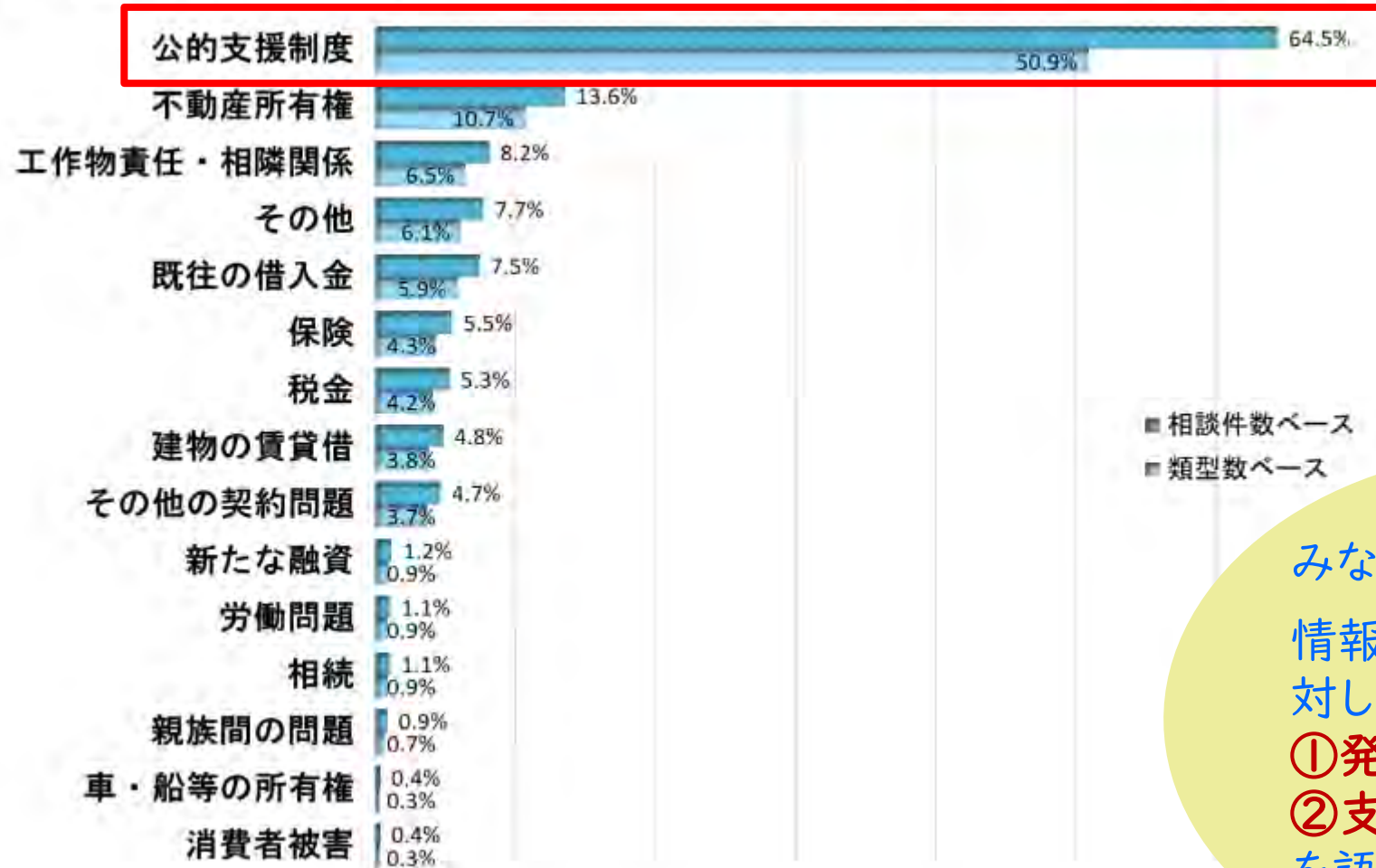
熱海市伊豆山土石流災害時と、令和4年台風15号での大きな違い

7/3 (土)	熱海土石流災害	9/24 (土)	台風15号
当日	沼津支部の職員・会員に安否確認 (ANPIC) 災害対策本部設置 (会長) 第1回本部会議 会長談話発表 熱海市との連絡調整開始	2日後	災害対策本部設置 (会長) 第1回研修 (元々予定していた熱海の関係に追加) 第1回本部会議 県、県内市町との連絡調整開始
2日後	電話相談開始 他会等へ義援金口座連絡	3日後	会長談話発表 弁護士会ニュース発行
4日後	第1回研修 (関弁連共催Zoom&Youtube) 永野先生	4日後	電話相談開始
5日後	沼津市内でNPOと説明会・相談会	9日後	静岡市3区役所で士業合同相談開始
15日後	第2回研修 (広島 今田先生)	18日後	静岡市、静岡県に「住まいの確保」に関する要請 他会からの応援受け入れ開始
16日後	弁護士会ニュース発行	32日後	常議員会 (本部設置、相談日当、広報費等包括承認)
21日後	熱海市総合福祉センターで士業合同相談開始	33日後	関弁連研修 (義援金口座)
24日後	常議員会 (本部設置、相談日当、広報費等包括承認)	59日後	静岡新聞朝刊にQ&A掲載
30日後	静岡県、熱海市等に要請 (長期避難世帯認定)	81日後	第2回研修 (支援制度、罹災証明書)
76日後	弁護士会瓦版発行	94日後	静岡県等に公費解体の対象拡大の要望
101日後	第3回研修 (支援制度、被災ローン減免制度、災害ADR)	109日後	第3回研修 (雑損控除 浅原税理士)
173日後	熱海市へ公費解体の期限延長の申入れ	130日後	静岡市地域支え合いセンター勉強会に出席
241日後	伊豆山ささえ逢いセンターとのケース会議開始 (全5回)	160日後	支え合いセンターと連携しての訪問相談開始
376日後	ささえ逢いセンターと連携しての訪問相談開始		

➡ 台風15号では、発災9日後に市役所に専門家相談窓口を設置したことで、自治体は、断水問題ばかりにフォーカスしてしまっているなかで、実は大量の住まい難民が存在するという重大な事実気づけた

専門家相談 1300件の相談に対する助言の多くは公的支援制度

1 全体の相談内容の傾向¹ [相談件数ベース：n=1,114² / 類型数ベース：n=1,410]



弁護士、建築士
などの専門家が
助言した内容の
圧倒的1位

みなさんの自治体では、
情報を求める被災者に対して、
①発災直後から
②支援制度の全体像
を語れる人がいますか？



り災証明書と使える支援制度の関係を一覧表で把握！

「災害ケースマネジメント実施の手引き」
(内閣府)
にも支援情報ツールとして掲載



あなたのり災証明で使える制度を表でチェック

被災者支援カード(うら)

2023年5月6日 版

: 原則災害救助法の適用必要 : 被災者生活再建支援法の適用必要
 : 当該制度の適用や実施が必要

被災者支援カード ©2021 弁護士 永野 海

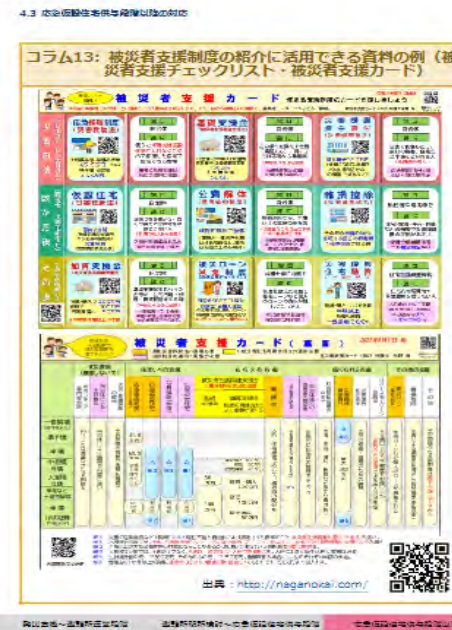


最新のカードのダウンロード

	被災直後 (無理しないで)			住まいへの支援				もらえるお金				借りられるお金				その他の支援														
	ボランティア ・専門家相談	自治体による 土砂撤去	火災・地震保険 の確認	応急修理制度 (2023.4基準)	応急仮設住宅	公費解体(無償)	災害公営住宅	被災者生活再建支援金 ※単身は4分の3の金額		義援金	災害弔慰金	自治体独自の 支援金・補助金	社会福祉協議会 の貸付	災害援護 資金貸付	災害復興 住宅融資	リバースモーゲージ 型融資	被災ローン 減免制度	雑損控除	その他											
								基礎 支援金	加算支援金 住居の再建方法に より金額が変わる																					
一部損壊 (床下浸水も)	困りごとは遠慮なからず相談をして下さい	自治体により時期や内容に違いがあります	水災保障の加入や金額も確認をしましょう	34.3 万円						人的・住宅被害に応じて、複数回の配分も	避難生活中の災害関連死亡の場合にも支給！ ※5	定期的に自治体の情報をチェック	生活、住宅、福祉、教育など様々な貸付あり	△ ※6	住宅の修理・再建のための融資	60歳以上なら不動産を担保にした 金利のみの返済による借入の可能性	住宅ローンなど個人のローンが減免される	災害による損害を所得から控除(確定申告必要)	その他の支援制度は左下のQRコードから											
準半壊																														
半壊																														
中規模 半壊				70.6 万円	△ ※2	△ ※3	△ ※4	建設購入 100万円 修理 50万円 民間貸借 25万円																						
大規模 半壊				全壊も修理可ならOK				50 万円	建設・購入 200万円																					
半壊など +建物解体									修理 100万円																					
全壊				70.6 万円	利用可 ※2	利用可 ※3	利用可 ※4	100 万円																						
(長期避難世帯)※1																														

自治体の職員さんや被災者相談の担当者はこの表を手元に置いて、**制度の全体像**を把握して下さることが増えています

静岡の台風15号の際は、2000世帯以上の被災者に静岡市から郵送配布もされました



- ※1 災害の危険継続などで長期にわたり居住不能と都道府県から認定された世帯のこと。被災者生活再建支援法で「全壊」の扱いになる。
- ※2 大規模な災害では、半壊、大規模半壊の方や、二次災害の危険、ライフライン停止などで自宅からの長期避難が必要な方の入居可能性もある。
- ※3 特定非常災害などでは、半壊以上の方も公費解体の対象になることがあるが、修理して住むという選択肢も慎重に検討を。
- ※4 大規模な災害では、全壊だけでなく、半壊以上の方などが入居できる場合も。入居には収入条件があり、家賃は必要。
- ※5 生計維持者の死亡で500万円、その他の方の死亡で250万円。重度障害の場合には、左のそれぞれ半額の支給。
- ※6 世帯主の1か月以上の負傷、家財の3分の1の損害(浸水被害も)でもそれぞれ150万円まで借入れ可。



特に重要な9つの支援制度の内容はこのカードで確認

被災された皆様へ

被災者支援カード（おもて）

令和5年5月14日版

※災害の規模等で自治体ごとに適用される支援制度は異なります。また、後から適用される場合も。詳細は、QRコードなどもご参照。

大切な9つの支援制度をカードで

被災者支援カード ©2021 弁護士永野 海

最新のカードのダウンロード

	災害直後	その少し後	その後	窓 口	自治体	誰 に
災害直後	応急修理制度 (災害救助法)	基礎支援金 (被災者生活再建支援法)	加算支援金 (被災者生活再建支援法)	窓 口	自治体	誰 に
	仮設住宅 (災害救助法)	被災ローン 減免制度 (自然災害ガイドライン)	災害復興 住宅融資 (高齢者返済特例も)	窓 口	自治体	誰 に
	災害援護 資金貸付 (災害弔慰金法)	公費解体 (環境省の制度)	雑損控除 (医療費控除に類似)	窓 口	自治体	誰 に
	 大規模半壊・半壊の世帯 70.6万円 (2023) 準半壊の世帯 34.3万円	 ①全壊 ②半壊以上の建物等を解体 ③長期避難世帯 100万円 大規模半壊 50万円	 建設・購入で 200万円 修理で 100万円 民間貸借へ 50万円 ※中規模半壊は上の半額	原則2年間 (特定非常災害適用なら延長可能性も) 家賃無料 (光熱費は負担必要)	借入最大 350万円 (全壊250万/半壊170万/家財3分の1の損害150万など)	返済期間10年。当初3年間は無利子
	準半壊以上の、り災証明をもらった世帯 (使うと修理後は仮設住宅に入れない) 業者に修理を頼む前に自治体に相談	左の条件を満たす世帯(賃借人も)。特に②③は不明なら要相談 (単身は4分3の金額) 所得条件なし。お金の使い道も制限なし	自己破産や返済交渉の前に検討を！	居住できる家がなく自分の資力では住宅を確保できない (半壊でも入居可能性) 入居に所得条件あるも運用は自治体で様々	災害で負傷したり、家財の損害、住宅の全半壊などがある人 (所得条件あり)	原則、 全壊 被害の建物所有者。ただ特定非常災害や自治体の判断で 半壊以上に拡大 も。 所得条件なし。3階建以上のアパートや、倉庫などは要相談。
	原則、 全壊 被害の建物所有者。ただ特定非常災害や自治体の判断で 半壊以上に拡大 も。 所得条件なし。3階建以上のアパートや、倉庫などは要相談。	所得条件なし。3階建以上のアパートや、倉庫などは要相談。	所得条件なし。3階建以上のアパートや、倉庫などは要相談。	住宅金融支援機構 住宅の補修費用や再建費用を借りたい人 60歳以上なら不動産を担保に、利息のみの返済の リバースモーゲージ 型も	所得の10%を超える 部分の損害額 が 所得控除 されて、所得税、住民税が減免になる	税務署に確定申告 住宅・家財・車両・お墓などの損害や災害関連費の支出がある人 家財の損害額不明でも 推定規定 あり

これ以外の支援制度は、**自治体のHP**などで確認しましょう！



令和4年台風15号での支援活動（現在も継続中）

静岡県内の浸水被害1万棟
（うち静岡市の床上浸水4500棟）



弁護士会実施の 電話無料相談

相談対応件数

約250件



士業連絡会実施の 市役所内無料相談

相談対応件数

約1100件

※発災直後からしばらくは、3つの区役所で
土日祝日含め、毎日、朝から夕方まで静岡市と連携して相談窓口を設置し続けました



被災地区での 説明会・相談会

参加いただいた被災者数

約250名

※災害NPO、技術ボランティア、自治体、自治会、社協と連携して各地で開催します



災害時相談で大活躍されている司法書士の先生方

←被災者の罹災証明書の判定変更を検討する
ため、住家被害認定調査票を検討する
司法書士さん、建築士さん、弁護士

被災者支援制度の情報ツールを使いながら
被災者に支援制度の情報提供をする弁護士、
建築士さん、司法書士さん ↓



役所内に相談ブースを設置する利点

- ・罹災証明をとりにきたり、各種申請にきた被災者さんと出やすい
- ・相談後に、相談者とそのまま支援制度の申請ブースに同行できる
- ・自治体職員とも問題意識を共有しやすい(被災者のために一緒に悩み、動く)

★さらに士業合同相談のメリット

- (司法書士さんは、弁護士会と一体となってブースのメイン進行を担っていただきます)
- (建築士さんは、修理、解体の相談や、罹災証明書の判定変更の助言をしてくれる)
- (税理士さんは、雑損控除や、事業者への税務上の助言をしてくれる)
- (行政書士さん、社労士さんは、各種補助金、税の減免など細かにサポートしてくれる)

令和4年台風15号
専門家による
生活なんでも相談

静岡市3区同時開催

日時 10月3日(月)～10月31日(月)
10:00～16:00
※ 土日は清水区のみ開催

場所 葵区役所 1階 地域総務課市民相談室
駿河区役所 3階 地域総務課市民相談室
清水区役所 4階 4C会議室

内容 被災された方の生活再建に関する相談・情報提供
(令和4年台風15号に関する相談が対象)

参加団体 静岡県災害対策士業連絡会

弁護士・司法書士・行政書士・建築士・税理士・公認会計士・不動産鑑定士・
土地家屋調査士・社会保険労務士・技術士といった
多数の専門家団体が構成されています

お問い合わせ 静岡県弁護士会 ☎ 054-252-0008
(静岡県災害対策士業連絡会事務局)
平日9:00～12:00 13:00～17:00



水害相談を開催しても電話が鳴らない、誰も来ない問題？

相談者の約半数は、自治体からの情報や、自治体職員の声掛けで専門家相談に来場している

= 行政との連携はそもそも被災者と出会うために不可欠

(行政職員に専門家の被災者支援活動を知ってもらい、理解者、ファンになってもらうことが大切です)

相談会の広報

令和4年台風15号

【どこから今回の相談を知りましたか？】

1042件中（弁護士会電話相談や静岡市以外の相談も含む）

自治体（自治体HP、広報誌、その他各部署から？） 40.3%
自治体HPが12.4%、広報誌が10%、その他が18.9%

親族・知人・勤務先 11.4%

継続相談 6.0%

TV 5.3%

新聞 2.3%

静岡の士業連絡会は被災者相談でこんなことをしてます

傾聴



- ・精神的支援
- ・いま被災地で何が起き、何が必要なのかの把握

現地調査



- ・弁護士が建築士、技術士などの専門家と被災家屋や崩れた崖の調査に

情報提供



- ・支援制度の情報提供
- ・住宅の応急対応助言

行政要望



- ・把握した事実に基づき行政に施策を要望する

申請同行



- ・助言で終わらず、申請まで見守る

生活再建支援



- ・最終的な生活や住宅の再建を伴走者として支える

被災地区での自治会館
などでの出張相談会



災害NPO団体(集客、場づくり、サービス)や
自治体(出張申請窓口設置)、ボランティアセンター
(ボランティア出張受付)と**合同実施**できるかが鍵)



発災直後の被災地区相談会でお配りした資料の例



今日の説明会でお伝えしたいこと R4.11 被災地区説明会資料



①建物や家財・車の被害を記録する！

罹災証明書の再調査や保険、雑損控除のため
→ 冊子「水害にあったときに」p16参照

②詐欺に注意！

車のレッカー、家の修理で被害多発！
支払う前に相談を



③まずは罹災証明書の申請を

全ての支援制度の出発点（日本は申請主義！）

④判定が変わることも（再調査）

判定結果に不明点や疑問があれば、清水区役所2階の
家屋係で罹災証明書の調査票（3枚ほどのもの）をも
らった上で弁護士に気軽にご相談を

⑤保険を確認

住宅の火災保険の水災特約、家財保険、車両保険など



⑥応急修理制度の活用と注意

準半壊 31.8万円 半壊以上 65.5万円
修理の前に**自治体へ申請！対象は限定！**
この制度を**使うと修理後は応急仮設住宅に入れない！**

⑦応急（仮設）住宅について

- ①借り上げ型の応急仮設住宅 半壊以上（その他要件あり）
- ②静岡市独自の住宅補助制度 会場にて説明

⑧半壊+解体=全壊の支援金

国の「被災者生活再建支援金」は、半壊では0円。
でも高額な修理費などを理由に解体すれば、全壊と同じ
最大300万円の支援金に！解体前に自治体に相談を。

⑨雑損控除を知ろう

保険でカバーできない住宅、家財、車、お墓の損害があ
る場合の、医療費控除に似た税金の減免制度。
領収書を残しておいて確定申告（税務署に相談）。



⑩再建費用の工面について

例) **リバースモーゲージ**
…60歳以上の方が、**存命中は利子だけ**支払う災害
時特別の借入制度。
他にも色々な制度があるので、弁護士にご相談を！

まずは**弁護士に**
お気軽にご相談を！
電話や清水区での面談相談やってます
(すべて無料)

要請があれば迷わず現地に行って支援する

建築士さんと同行した調査 ➡ リ災証明の判定変更の意見書を書いてもらう

技術士さんと同行した調査 ➡ 現地の二次災害のリスクを評価してもらったり、
長期避難世帯の認定必要性に関する意見書を書いてもらう



数少ない「事前にあると役立つ水害時の法律知識」その1

土砂崩れによる被害の相隣関係

隣の人の山が崩れて、わたしの家に土砂が流れ込み被害がでました。隣の人に対して何が言えますか？

自然災害の法律相談において重要な裁判例については、以前の関弁連主催研修でまとめて整理していますので、研修資料

「自然災害における責任判断をめぐる重要判例」もご覧ください



←こちらからダウンロード

目次と裁判例との対照表	
1, 伊豆山訴訟の主な争点の紹介（対民間）	
2, 自然災害における予見可能性	
①基準	高槻市サッカー大会落雷被災事件（最判平成18年3月13日）
②判断対象	飛騨川バス転落事故事件（名古屋高裁昭和49年11月20日）
③具体的な判断方法	飛騨川バス転落事故事件（名古屋高裁昭和49年11月20日）
3, 国家賠償法上の営造物の設置管理の瑕疵	
①瑕疵の定義	飛騨川バス転落事故事件（名古屋高裁昭和49年11月20日）
②瑕疵の判断基準	飛騨川バス転落事故事件 最高裁昭和53年7月4日
③設置の瑕疵と事前調査等	飛騨川バス転落事故事件（名古屋高裁昭和49年11月20日）
④管理の瑕疵	飛騨川バス転落事故事件 最高裁昭和59年1月26日
4, 東日本大震災の津波訴訟	
①大川小学校仙台高裁判決	石巻市立大川小学校津波訴訟（仙台高裁平成30年4月26日）
②石巻私立日和幼稚園判決	石巻私立日和幼稚園津波訴訟（仙台地裁平成25年9月17日）
5, 土地工作物責任（民法717条）	
①土地工作物とは	大判昭3・6・7 / 盛り土浦和地裁(昭和58年6月22日)
②瑕疵の認識と責任	マンション倒壊死亡事故（神戸地裁平成11年9月20日）
③寄与による減責	神戸地裁平成11年9月20日 静岡地裁平成4年3月24日
6, 国や自治体の権限不行使の違法	
①区域指定	賤機山リフト擁壁崩落事故第二次訴訟（静岡地裁平成4年3月24日）
②避難指示など	神戸地裁姫路支部平成25年4月24日 / 仙台高秋田支部平成7年7月7日



土砂崩れによる被害の相隣関係（損害賠償）

隣の人の山が崩れて、わたしの家に土砂が流れ込み被害がでました。隣の人に対して何が言えますか？

単なる斜面の崩壊の場合

単純に民法709条の検討をすれば大丈夫です。
故意・過失／予見可能性／結果回避可能性

確認のポイント（私見）

- ① 少量の雨や、雨がなくてもいかにも
崩れそうな危険状態を放置していたか？
➡ YESなら責任発生の可能性
- ② 雨量はこれまでにないほどのものか
➡ よくある雨量で、他の山は全然崩れてないという状況なら責任発生の可能性
- ③ はじめての崩落か？
➡ 1度目は不可抗力で責任なしでも、その後の危険状態を放置で責任可能性

盛土や擁壁など土地工作物を含む場合

盛土は土地工作物です（裁判例あり）

土地工作物は**無過失責任**と言われますが、実際には瑕疵の立証は必要になるので、瑕疵の有無の判断「**瑕疵=その物が本来備えているべき性質または設備を欠くこと**」の中で、結局、当該大雨の**不可抗力性**は709条と同様に考慮されます（そのため実際にはそこまで変わらない）

上記以外のポイント（私見）

- ① 瑕疵があるとされる場合、その存在を所有者が知らなくても責任を負います（神戸地裁H10.6.16）
- ② 瑕疵があるとされる場合でも災害の規模に応じて寄与度減責がなされます（神戸地裁H11.9.20）

土砂崩れしそうな場所の予防措置の相隣関係（妨害予防請求権）

隣の人の山がいまにも崩れて、私の家に被害がでそうです。隣の人に対して何が言えますか？



単なる崖などの自然物の崩落危険の場合

崖下の所有者が崖地の所有者に対して、防護擁壁設置を求めることはできない、とするのが裁判例（東京高裁昭和58年3月17日判決）



やるとすれば、**共同の費用をもって予防の措置を講ずべき**としていますので、結果として、実際に、崖下の所有者が先に多額の費用をかけて予防の工事をした上で、その工事費用の一部を崖地の所有者に対して請求する、という形しかとれない可能性が高い

（現実にはかなり厳しい。山の斜面の崩落防止費用は規模によりますが数千万円規模でかかることも普通です）



擁壁などの人工物の崩落危険の場合

この場合には、**擁壁の所有者に対して改修工事をするよう判決で命じています**（東京高裁昭和62年9月29日判決）ので、訴訟として、工事をせよと所有者に求めることが可能

ただし、上記判決でも、**不可抗力により危険な状態が生じている場合には免責される場合もある**と判示しているので、結局、不可抗力性の検討は不可避

という基本的な知識は頭にあると便利ながらも結局は訴訟で簡単に解決できる話ではないので**災害ADR**に原則つなげることをおすすめします

仮設住宅期に入ったら支え合いセンター(社協など)と連携する

比較的規模の大きい災害では、自治体や社協(受託)によって、仮設住宅などを訪問して、被災者の困りごとを把握し、生活再建を支えるための「地域支え合いセンター」(厚労省補助事業)が設立されます

(センターとの連携で静岡県弁護士会でおこなっていること)

- ・支え合いセンターの職員がいつでも弁護士会に相談できるメーリングリストを作成し、常時、助言
- ・職員に弁護士が同行しての個別訪問支援活動
- ・職員が現地相談ブースに被災者と一緒に相談にきます
- ・職員の個別訪問調査の際のポイントを、研修などでアドバイスします



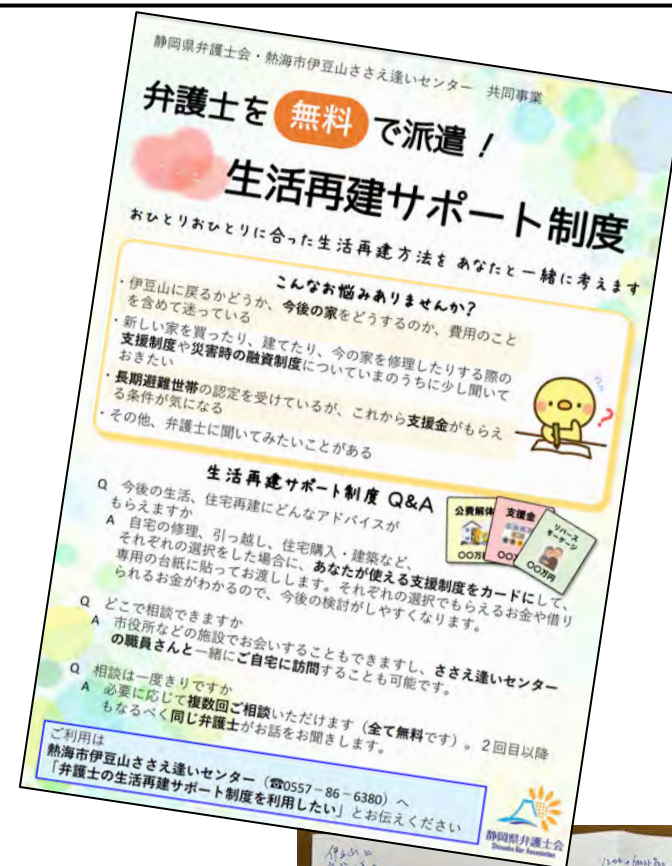
支え合いセンターの職員との意見交換会
台風15号では、支え合いセンターの全ての職員さんに、支援制度の研修も実施しました

仮設住宅期に入ったら支え合いセンター(社協など)と連携する

伊豆山ささえ逢いセンターでは、弁護士会がささえ逢いセンターのケース会議に参加し、個別事案と一緒に考える機会を設けていただきました。仮設住宅への訪問支援をする世帯をピックアップ。



熱海市の伊豆山ささえ逢いセンターでのケース会議の様子



仮設住宅をささえあ
いセンターと弁護士
と一緒に個別訪問
して、被災者生活
再建カードを貼る



使える支援制度を台紙に貼って、被災者の生活再建を視覚化

そのカードから 得られる金額	100万円	万円	1000~2000万円	万円	1044万円	① 万円	
災害直後	この時の 生活場所 ↓ カード 置き場	基礎支援金 被災者生活再建支援法  全壊・解体・長期避難 100万円 大規模半壊 50万円	生活再建 カード 置き場	火災(地震) 保険・共済  火災保険だけでは 地震・津波の 被害保障なし	生活再建 カード 置き場	義援金  家族の死亡や住家 被害の程度により 支給される	ライフスタイル(LS) カード(1枚目)↓ LSカード 置き場
そのカードから 得られる金額	18万円	万円	万円	万円	18万円	② 万円	
数か月後	この時の 生活場所 ↓ カード 置き場	仮設住宅  原則 2年以内 家賃無料 半壊も入居可能性	公費解体  半壊以上の家屋や 一部事業所を無料 で解体・撤去	生活再建 カード 置き場	生活再建 カード 置き場	雑損控除 (災害減免法)  建物・家財・車・墓 地などの被害や災 害による支出で税 金が減免される	ライフスタイル(LS) カード(2枚目)↓ LSカード 置き場
そのカードから 得られる金額	200万円	万円	万円	万円	万円	③ 万円	
その後	最終的な 住まい ↓ 住まい カード 置き場	加算支援金 被災者生活再建支援法  建設・購入 200万 修理 100万 民間貸借 50万 *中規模半壊は上 の各半額	生活再建 カード 置き場	リバース モーゲージ  60歳以上なら、不 動産を担保に、利 息のみの返済可能	災害復興 住宅融資 (建設・購入・補修)  建設・購入資金は 半壊、補修は一部 損壊以上が条件	自治体の 独自支援  自治体により支援 の有無、内容が異 なるので情報収集	当初の貯金 ④ 万円 ①~④の合計額を記入 最終合計 万円

伊之山に
家族也
(計画は各AD)

土地

④ 强盗盗金。

魚後
母屋。
(土地)

評語

土地建物の
評価の6割は
借入金

延長の要望
8 算算 算算
2 倍子

6074土のり
利息のり 6000/借りて 月10月

息子2人
親子4人
(20年~35年)



6.1 災害ケースマネジメント実施者に対する

コラム15:「被災者生活再建カード」の研修での活用

- 「防災型生活再建カード」は、被災者が利用できる支援制度を把握し、わかりやすくまとめたものである。弁護士の水野浩貴が作成し、HP (<http://naganokuni.com/>) で公表されており、被災者は自由に活用できる。
- 被災型生活再建カードは、被災者が生活再建を推進するために必要な支援制度を具体的に提供するためのツールとして作成されており、支援制度の学習にも活用できるものである。HP 上に公表されている「ライフスタイル・住まいカード」とカードを並べたものの図解を併せて活用することで、個々の被災者の状況に合わせた支援制度の活用を促すことができる。
- 支援制度について、被災者の理解の促進を進めるとともに支援側の理解を促進することが重要である。被災型生活再建カードをつかったワークショップ等を開催することで、平時から災害対策マネジメント関係者の研修にも活用できるものである。

[illegible]

出典 : <http://nagano-kei.com/>





司法書士・弁護士の水害支援フロー(6つ)



水害で被災
(罹災証明を申請)



自治体による
住宅の被害調査

全	壊
大規模半壊	
中規模半壊	
半	壊
準	半壊
一部損壊	

罹災証明書の交付

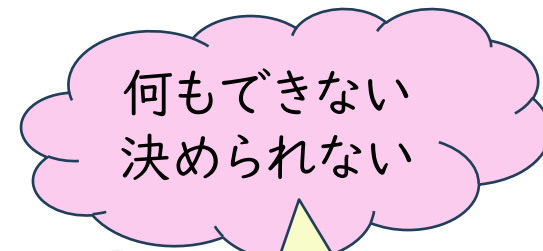


住まい再建
の選択



5

● 表を使って、**支援制度利用**
のめがない
か確認



6

● 相談相手に。
包括や行政に
つなぐ

1

● **住まい困窮**
者を自治体につないだり応
急復旧の助言

● **支援制度**
の全体像
を説明

2

● 自治体の
調査担当課と**二次調査**
の判定基準
の話し合い

3

● **再調査**
による判定
変更の流れ
について
助言する

4

● 表やカード
を使いながら、
修理、建替え、
転居の場合の
支援制度の
情報提供

まずは水害後の家屋対処や、支援制度の基本を被災者に伝える（冊子を配る！）

製作協力したもの



NHK「避難生活&住宅再建ガイドブック」

被災した時これだけは知ってほしい「避難生活
& 住宅再建ガイドブック」

水害から命と暮らしを守る

2023年6月19日



制作協力したもの



YNF「内水氾濫ハンドブック」



監修したもの



震災がつなぐ全国ネットワーク
「水害にあったときに」



自宅を修理をする場合の ロードマップ



まずはり災証明書をとる準備を！
制度を利用するベースになります。

修理以外のロードマップもあります。
他にも使える支援制度があるので調べてみましょう！

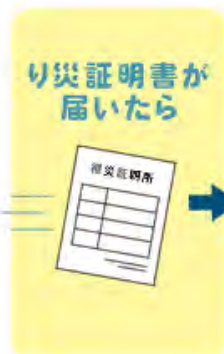
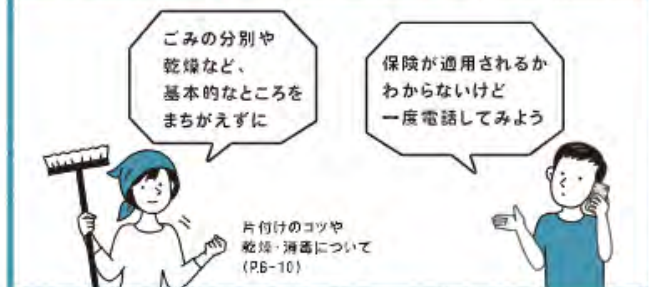


被災したら

▶写真・動画の撮影、り災証明書の申請



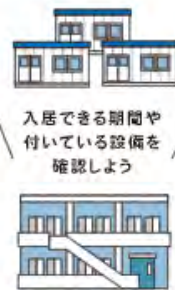
▶片付け/乾燥/消毒、保険会社等への連絡



り災証明書が届いたら

まずは
ココから

▶仮住まいの検討



入居できる期間や付いている設備を確認しよう



災害救助法

▶応急修理制度の検討

申請時期:工事着工前

被災者生活再建支援法

適用されなくても、自治体独自の支援制度でカバーされる場合あり

▶基礎支援金の検討

申請時期:り災証明書発行後

▶加算支援金の検討

申請時期:修理契約後

▶修理資金の検討



▶見積を複数取る



修理の予算が決められたら契約



水害後の支援制度 活用のイメージ



水害で被災
(罹災証明を申請)

自治体による
住宅の被害調査

浸水で半壊に
なると、500～
1000万円程度
の修理費がか
かります

全壊
300万円 + α
大規模半壊
220.6万円
中規模半壊
120.6万円
半壊
70.6万円
準半壊
34.3万円
一部損壊
0万円

建替え

住宅の修繕

仮設住宅 2年間 入居	公費解体 無料で 建物解体	被災者生活再建支援金 基礎支援金 100 万円	被災者生活再建支援金 加算支援金 200 万円	リバース モーゲージ 不足分 借入
応急修理 制度 仮設住宅 70.6 万円		被災者生活再建支援金 基礎支援金 50 万円	被災者生活再建支援金 加算支援金 100 万円	リバース モーゲージ 不足分 借入
応急修理 制度 仮設住宅 70.6 万円			被災者生活再建支援金 加算支援金 50 万円	リバース モーゲージ 不足分 借入
応急修理 制度 仮設住宅 70.6 万円				リバース モーゲージ 不足分 借入
応急修理 制度 仮設住宅 34.3 万円				リバース モーゲージ 不足分 借入
				リバース モーゲージ 不足分 借入

① 自宅を修理したい人

その自治体に()内の
法律適用が必要!

応急修理制度
(災害救助法)

基礎支援金
(被災者生活再建支援法)

加算支援金
(被災者生活再建支援法)

被災者向け
融資制度

(複数世帯の場合)

支援合計

大規模
半壊

70.6万円

50万円

(単身は3/4)

100万円

(単身は3/4)

利用を検討する

220.6万円
+ 融資金額

中規模
半壊

50万円

(単身は3/4)

120.6万円
+ 融資金額

半壊

修理中
仮設住宅
に入れる
ことも

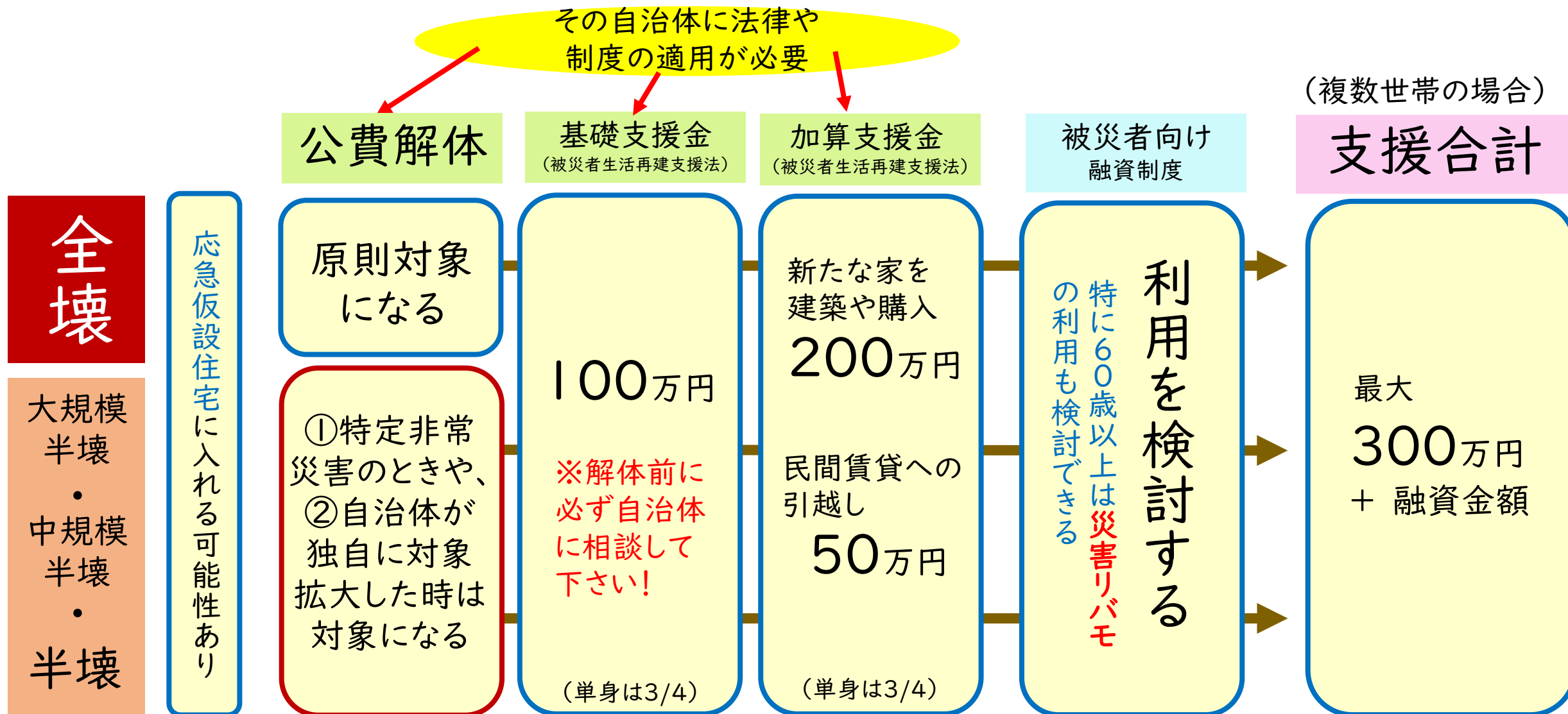
70.6万円
+ 融資金額

準半壊

34.3万円

34.3万円
+ 融資金額

②この際建物を解体して新たな住まいで生活したい人



被災者支援チャットボット(ひちゃぼ) (東京海上グループと共同開発(試作段階))



これがあれば
知識なんてなくても
自分が使える支援
制度のめぼしが
つけられる!

東京海上日動

公的支援制度に関するチャットボット

最大5つの質問にお答えください。

罹災証明を取得済みですか。(罹災証明の種類により利用できる制度が異なります)

取得済み

未取得

取得済み

罹災証明による被災区分を選択してください。

全壊

大規模半壊

中規模半壊

半壊

準半壊

一部損壊

5つほどの
質問に答える
だけで

使える可能性
のある制度を
教えてもらえる

あなたが利用できる可能性がある制度の一例は以下のとおりです。
また、必ずお住まいの自治体独自の支援制度の有無もご確認ください。
詳しくはお住まいの自治体などにお問い合わせください。

その災害に適用されている法律(※)や、ご自身の被害の程度などによって、使える支援制度は異なることにご注意ください。
※①災害救助法の適用(応急修理制度や応急仮設住宅などに繋がります)、②被災者生活再建支援法の適用(基礎支援金、加算支援金に繋がります)、③特定非常災害特別措置法の適用(公費解体制度の対象拡大などに繋がることがあります)
自治体のホームページや報道などで最新の情報を確認してください。

【制度名】
応急仮設住宅
【概要】

災害救助法に基づき、居住できる家がなく、自分の資力では住宅を確保できない場合に、自治体が建設する仮設住宅や、民間賃貸住宅を借り上げる「みなし仮設」に入居できる可能性があります。

※応急修理制度との併用はできない場合もあります

※入居の可否などはお住まいの自治体などにお問い合わせください。

【入居可能期間】

原則2年間(特定非常災害などでは延長の可能性があります)

(お願い)

- 東京海上日動や代理店へのお問合せはご遠慮願います
- チャットボットへのご質問等は、アビームコンサルティングまで
(担当:中村 メール:shuninakamura@abeam.com)

それぞれの抱える再建の悩みに誰が寄り添うのか

支援制度の前に...

全 壊



解体したあと
どうしよう...

住み慣れた
同じ場所に
建替える?

水害のリスクを
考えたら引越し?

お金は.....

大規模半壊

中規模半壊

半 壊



修理費用
800万円!!??

修理する?
いっそのこと
解体する?

お金は.....

水害のリスクを
考えたら引越し?

準 半 壊

一 部 損 壊



この判定だと
ほとんど支援が
ないみたい...

修理費用を
用意できない(涙)

罹災証明書の判定って
変わらないのかな

今回は特に悩ましい「半壊世帯」について考えてみましょう

大規模半壊	
中規模半壊	
半	壊

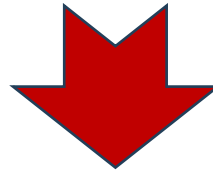


修理費用
800万円!!??

修理する?
いっそのこと
解体する?

お金は……

水害のリスクを
考えたら引越し?



まず大切なのは、思い込みをなくし、お金に余裕がなくても
実は**さまざまな選択ができる**という希望を伝えること

半壊の判定
を変えられる
ことも!

解体すれば
支援金300
万円!?

公費解体が
使えるかも!

高齢でも借りられる、
利息だけの返済で
すむ借入制度
知ってますか?

支援制度の知識がなかったために、ついにはうつ病に・・・

＜被災住宅修繕未完了＞底突く退職金、年金暮らし…自宅損壊のまま生活「追い詰められる」悲痛

4/20(土) 10:31配信



自宅2階で、地震で床から天井まで縦にひびが入ったままの柱を見る菅沢さん

東日本大震災から8年が過ぎてなお、津波や地震で損壊した自宅での生活を強いられる被災者は少なくない。仙台市青葉区中山で暮らす無職菅沢啓子さん(67)の自宅を訪ねた。

【被災住宅】カビで変色した壁 せきやめまいも

築45年の木造2階。激しい揺れで2階の複数の柱に深い割れ目が入り、1階の天井のはりはずれたままだ。市の修繕状況調査には「一部修繕済み」と答えた。

震災で2階のコンクリート敷きのベランダがずれ落ち、屋根が引っ張られてゆがみ、1階のサッシは開閉できなくなった。

屋根の張り替え、玄関の修理など補修代金は約800万円に上った。25年勤めた会社の退職金や火災保険の見舞金を充てたものの、直し切れなかった。

市の目視による損壊判定は「半壊」。異議を申し立てたが、2度目の判定でも覆らず「津波の被害でもっとひどい人がいる」と言われた。公的な支援は応急修理制度(52万円)と義援金(54万円)だけだった。

生活再建支援制度では半壊住宅を解体して建て替えた場合、最大300万円が支給される。菅沢さんは知らなかった。「仕事が忙しく、誰に相談すればいいか分からなかった。知っていれば自宅を解体して新築していた」と嘆く。

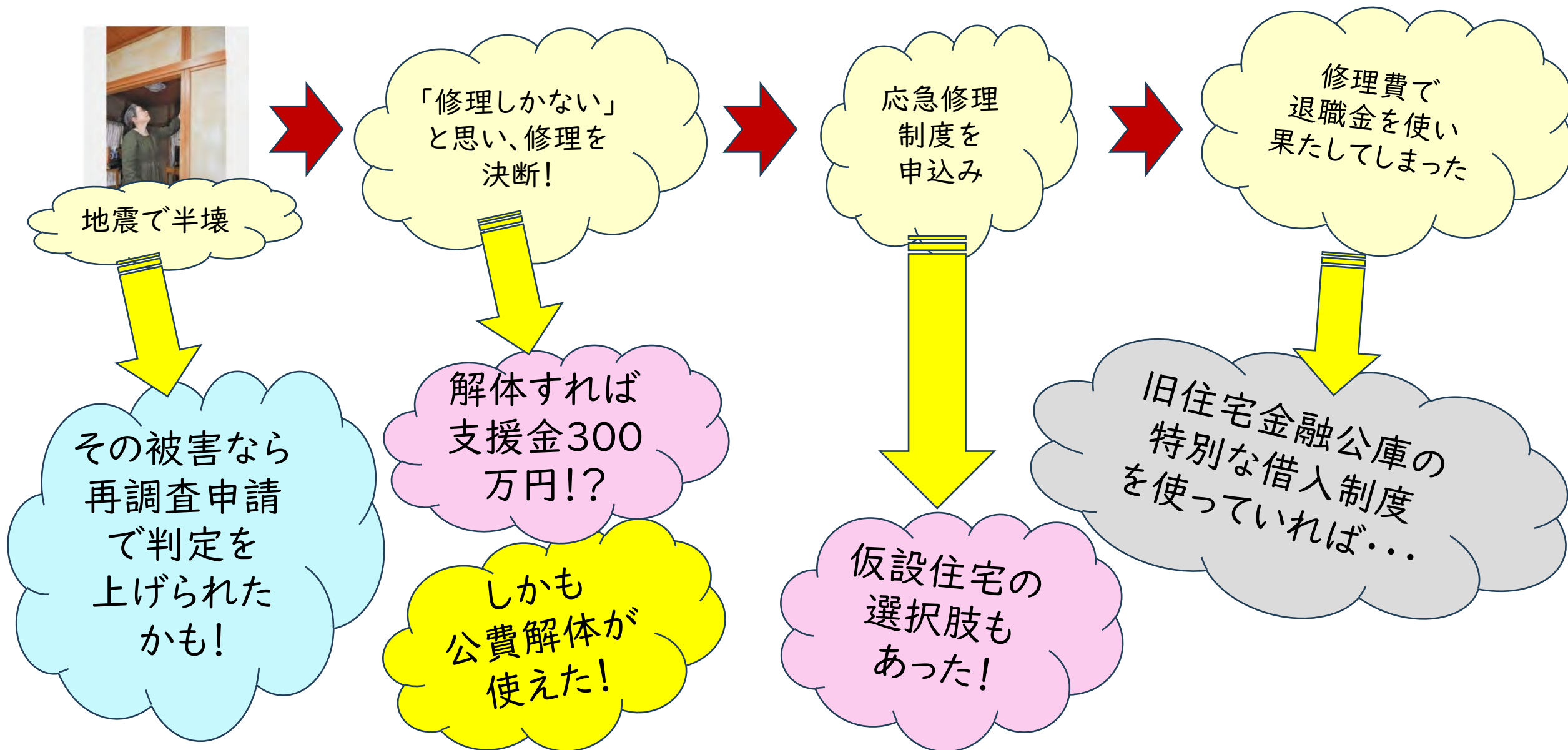
1人暮らし。震災後、過労や人間関係の悩みでうつ病を発症した。退職金は自宅修繕で使い果たし、年金で暮らしをつなぐ。菅沢さんは悲痛な思いで訴える。

「時間がたつほど追い詰められる。どうすればいいか分からず困っている人は他にもいるのではないか」

(石巻総局・氏家清志)

河北新報平成31年4月20日記事より引用

実はいろいろあった選択肢



解体したら300万円もらえた？

国の被災者生活
再建支援金

半壊でも解体
すれば支援金
300万円が
もらえた!!



最初にもらえ
るお金

追加でもらえ
るお金

	基礎支援金	加算支援金		計
	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)		
①全壊	100万円	建設・購入	200万円	300万円
②解体*		補修	100万円	200万円
③長期避難*		賃貸(公営住宅を除く)	50万円	150万円
④大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃貸(公営住宅を除く)	50万円	100万円
⑤中規模半壊	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃貸(公営住宅を除く)	25万円	25万円

※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

②解体:住宅が半壊以上の判定、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

③長期避難:災害による危険な状態が継続し、居住できない状態が長期間継続している世帯

被災者生活再建支援金
基礎支援金

全壊・解体・長期避難
100万円
大規模半壊
50万円

被災者生活再建支援金
加算支援金

建設・購入 200万
修理 100万
民間賃貸 50万
*中規模半壊は上
の各半額

公費解体制度ってなに？

東日本大震災のような
特定非常災害では
半壊でも公費解体が
使える!!!

住宅や一定規模の事業所を
無料で解体してもらえる制度
(自治体の事業実施判断が前提)



公費解体が
使える可能性
のある人

全 壊
大規模半壊
中規模半壊
半 壊
準 半 壊
一 部 損 壊

原則使える

特定非常災害のときや
自治体の独自財源で
対象になる可能性あり

国の応急修理(補助)制度

準半壊以上の世帯が
使える修理の補助制度
(現在、収入資料などでの資力
要件の審査はしていません)



応急修理
制度が
使える人

全壊
大規模・中規模半壊
半壊
準半壊
一部損壊

70万6000円

34万3000円

ただし

使うと



原則、仮設住宅に
入居できなくなる

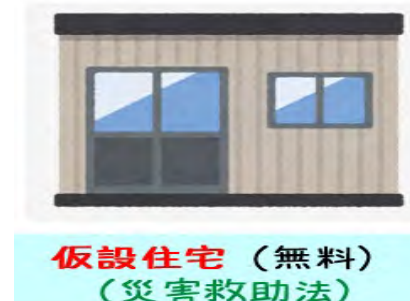
半壊の菅沢さんなら
修理の補助をもらうより
仮設住宅を選んだ方が
よかった?

半壊の人 応急修理制度 と 応急仮設住宅 どちらを選ぶのがお得？

期間が長くなるほど
仮設住宅がお得に
(大規模災害では
修理・建替えまでに
相当な時間がかかる)



得するお金



得するお金

仮設住宅に1年
入る場合

70.6万円

84万円

(家賃7万円の仮設住宅の場合)

仮設住宅に2年
入る場合

70.6万円

168万円

(家賃7万円の仮設住宅の場合)

仮設住宅に5年
入る場合

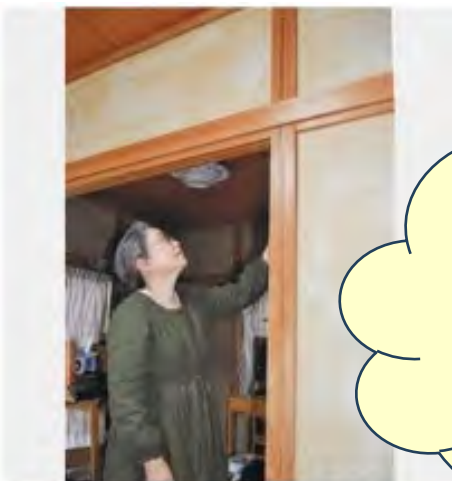
70.6万円

420万円

(家賃7万円の仮設住宅の場合)

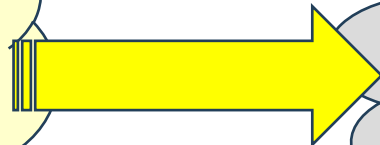
シニア被災者の希望の星! 災害リバモ

住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の高齢者返済特例(リバースモーゲージ型融資)



自宅2階で、地震で床から天井まで縦にひびが入ったままの柱を見る菅沢さん

修理費で退職金を使い果たしてしまったが直しきれず...



旧住宅金融公庫の特別な借入制度=災害リバモを使っていれば...

災害リバースモーゲージ ... 60歳以上で使える、不動産を担保に利息のみの返済でよい融資制度

選択肢たくさん!

退職金を手元に残し
完全な修理
or
中古マンション購入
or
平屋の一戸建て再築

返済はわずか
月1~2万円

さらに自治体の利子補給の例も多数あり

シニア被災者の希望の星! 災害リバモ

住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の高齢者返済特例(リバースモーゲージ型融資)

修理する

「一部損壊」
以上なら

建てる

「半壊」
以上なら

家を買う

不動産に抵当権を
つけてお金を借りる

リバース
モーゲージ

60歳以上なら、不
動産を担保に、利
息のみの返済可能

不動産の評価の 6割まで借りられる

- 修理なら不動産評価の6割まで
- 建築・購入なら、支払金額の6割まで

借入の上限金額

- 修理 1200万円まで
- 建築・購入 3700万円まで
(土地を買わないなら2700万円まで)

不足分は
自己資金



毎月利息だけを返済

600万円借りるごとに
月1万円強の返済金額

元金は何?

借主が亡くなった際に
住宅を売却するなどして返済

売れなくても相続人には請求されない

預金・保険金
支援金・義援金
などで用意

リバースモーゲージローンの活用(別荘購入編)

住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の高齢者返済特例

水害被害



古い家に修理
800万円...



半壊の判定

いっそのこと
解体しよう



半壊+解体で
100万円もらう



中古で1000万
円で売ってる!



富良野の別荘

100万円の貯金
で購入できるかな



購入で200万
円もらえる



6割の600万円
借りられる



月1万円返済



新生活!

災害援護資金貸付制度(国の貸し付け制度)

災害で**負傷**したり、**家や家財の被害**を受けた場合の特別の貸付制度

貸付金額 最大 350万円

利息 当初3年は無利子 その後の金利条件は自治体ごとに異なる

据置期間 3年(全壊の場合など5年に延長される例もあり)

返済期間 10年(据置期間を含む)

所得制限 あり **連帯保証人** 必要(不要な場合もあり。要確認)

アパートの1階で浸水して**家具、家電、衣服**など全てを失いました。

買い替えるお金もなく、引越しの費用も敷金のお金もありません。
災害援護資金貸付、僕も借りられますか？



住んでいるアパートが浸水した大学生

水害の準半壊などは**浸水**で**家財を失う**のでこれに該当する人がでてきます



① 世帯主の1か月以上の負傷	150万円	└─ 250万円 ─┘	└─ 270万円 (350) ─┘	350万円		
② 家財の1／3以上の損害	150万円					
③ 住居の半壊	170万円(250)	└────────────────────────────────┘				
④ 住居の全壊	250万円(350)					
⑤ 住居の全体が滅失若しくは流失	350万円					

■この貸付は、以下のとおり所得制限があります

世帯人数	所得額(※1)	世帯人数	所得額(※1)
1人世帯	220万円	3人世帯	620万円
2人世帯	430万円	4人世帯	730万円

熊本地震の際の熊本市資料から引用

(注) 被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別の事情がある場合は()内の額となります。

修理の支援制度

(チェックシート)



ご相談者の方の罹災証明
の段だけを見ればいいんだね



使える支援制度
などを
この表の左から順番に
チェックしていこう！

災害救助法と被災者生活
再建支援法がその自治体に
適用されている前提の表
なのでそこは注意



単位：万円

大規模 半壊	この4枚の使える支援にもれがないか確認する。 避難生活中のご家族の死亡は、弔慰金請求を検討。	災害で借金の返済に困つていれば検討する！ 借金がなければ検討不要です。	170	自治体ウェブサイトなどを確認して検討する。	70.6 どちらかを選択 使えることが多い	50 (単身37.5)	上限1200 (評価の6割) どちらかを選択	100 (単身75)	税金をおさめている場合は必ずご説明を！ 確定申告すれば、税金が減額、免除になる可能性
中規模 半壊			170		70.6 どちらかを選択 使えることが多い		上限1200 (評価の6割) どちらかを選択	50 (単身37.5)	
半壊			170		70.6 どちらかを選択 使えることが多い		上限1200 (評価の6割) どちらかを選択		
準半壊			家財の3分の1以上の損害 あれば150		34.3		上限1200 (評価の6割) どちらかを選択		
一部損壊			家財の3分の1以上の損害 あれば150				上限1200 (評価の6割) どちらかを選択		

現地で建替えのロードマップ



相談者さんと一緒に、このロードマップをみながら、いまどの位置にいるか確認してみましょう



救

・・・災害救助法が適用されたとき

- ※ 災害援護資金貸付は都道府県内に救助法の適用自治体が1つでもあればOK
- ※ 被災ローン減免制度は、国内にその災害に関する救助法の適用自治体が1つでもあればOK

支

・・・被災者生活再建支援法が適用されたとき

- ※ この法律が適用されない場合でも同様の支援金を給付する独自の制度がある都道府県が複数ある

災害直後

建物の解体など

建替えの実施

写真・動画で被害撮影

り災証明書の申請

保険・共済の確認・電話

自宅の片づけ・乾燥・消毒
(ボランティアの活用検討)

救

救

被災ローン減免制度の検討

災害援護資金貸付の検討

自治体独自の支援制度確認

解体見積りを複数とる

公営
住宅
の検討

救

応急仮設住宅
の入居検討

自費で
解体

OR

公費解体制度
(対象になる時)

支

基礎支援金の申請
(半壊以上は可能性あり)

建築見積りを複数とる

民間
ローン
の検討

OR

災害復興
住宅融資
の利用検討

建築契約

支

加算支援金の申請
(半壊以上は可能性あり)

雑損控除の申請検討



建替え完了

解体・現地建替えの支援制度

(チェックシート)

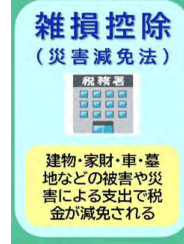
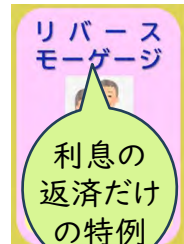
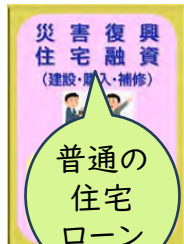
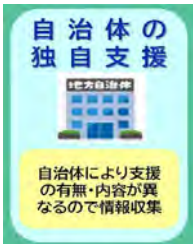
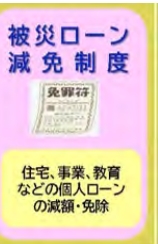


ご相談者の方の罹災証明
の段だけをみればいいんだね



使える支援制度
などを
この表の左から順番に
チェックしていこう！

災害救助法と被災者生活
再建支援法がその自治体に
適用されている前提の表
なのでそこは注意



単位：万円

被害状況	支援制度	金額	条件	その他
全壊	- この4枚の使える支援にもれがないか確認する。 - 避難生活中のご家族の死亡は、弔慰金請求を検討。	350	- 災害で借金の返済に困つていければ検討する！ - 借金がなければ検討不要です。	- 税金をおさめている場合は必ずご説明を！ - 確定申告すれば、税金が減額、免除になる可能性
大規模半壊		250	自治体ウェブサイトなどを確認して検討する。	
中規模半壊		250		
半壊		250		
準半壊		250		

解体して転居のロードマップ



救

・・・災害救助法が適用されたとき

- ※ 災害援護資金貸付は都道府県内に救助法の適用自治体が1つでもあればOK
- ※ 被災ローン減免制度は、国内にその災害に関する救助法の適用自治体が1つでもあればOK

支

・・・被災者生活再建支援法が適用されたとき

- ※ この法律が適用されない場合でも同様の支援金を給付する独自の制度がある都道府県が複数ある

相談者さんと一緒に、このロードマップをみながら、いまどの位置にいるか確認してみましょう

災害直後

解体や土地売却など

転居（賃貸借・建築・購入）

写真・動画で被害撮影

り災証明書の申請

保険・共済の確認・電話

自宅の片づけ・乾燥・消毒
(ボランティアの活用検討)

救

被災ローン減免制度の検討

救

災害援護資金貸付の検討

自治体独自の支援制度確認

解体見積りを複数とる

公営
住宅
の検討

救

応急仮設住宅
の入居検討

自費で
解体

OR

公費解体制度
(対象になる時)

土地売却の検討

支

基礎支援金の申請
(半壊以上は可能性あり)

賃借

物件
探し

建築・購入

建築見積り
・物件探し

民間
ローンの
検討
災害復興
住宅融資
利用検討

賃貸借
契約

建築契約・
売買契約

支

加算支援金の申請
(半壊以上は可能性あり)

雑損控除
の申請検討

建築完了・入居など

解体して転居の時の支援制度

(チェックシート)

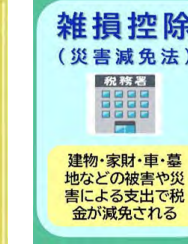
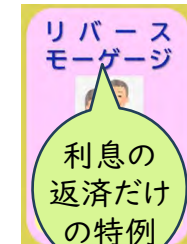
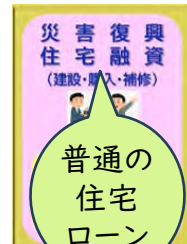
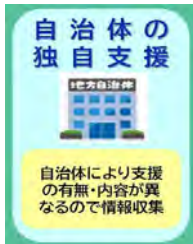
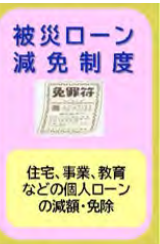


ご相談者の方の罹災証明
の段だけを見ればいいんだね



使える支援制度
などを
この表の左から順番に
チェックしていこう！

災害救助法と被災者生活
再建支援法がその自治体に
適用されている前提の表
なのでそこは注意



単位：万円

被害状況	支援制度	金額	自治体独自支援	仮設住宅	公費解体	被災者生活再建支援金 基礎支援金	災害復興住宅融資 (建設・購入・補修)	リバースモーゲージ	被災者生活再建支援金 加算支援金	雑損控除 (災害減免法)
全壊	- この4枚の使える支援にもれがないか確認する。 - 避難生活中のご家族の死亡は、弔慰金請求を検討。	250	自治体ウェブサイトなどを確認して検討する。	使える	通常は使える	100 (単身75)	上限3700 (評価の6割) どちらかを選択	建築・購入 200 (単身150) 借家に転居 50 (単身37.5)	建築・購入 200 (単身150) 借家に転居 50 (単身37.5)	- 税金をおさめている場合は必ずご説明を！ - 確定申告すれば、税金が減額、免除になる可能性
大規模半壊		170		使えることが多い	特定非常災害の場合と、自治体 が独自に実施する場合は使える	100 (単身75) ※解体を前提	上限3700 (評価の6割) どちらかを選択	建築・購入 200 (単身150) 借家に転居 50 (単身37.5)	建築・購入 200 (単身150) 借家に転居 50 (単身37.5)	
中規模半壊		170		使えることが多い		100 (単身75) ※解体を前提	上限3700 (評価の6割) どちらかを選択	建築・購入 200 (単身150) 借家に転居 50 (単身37.5)	建築・購入 200 (単身150) 借家に転居 50 (単身37.5)	
半壊		170		使えることが多い		100 (単身75) ※解体を前提	上限3700 (評価の6割) どちらかを選択	建築・購入 200 (単身150) 借家に転居 50 (単身37.5)	建築・購入 200 (単身150) 借家に転居 50 (単身37.5)	
準半壊		家財の3分の1以上の損害 あれば150					すべて 建築・購入の場合のみ	すべて 解体が前提		

賃借人の方のロードマップ



相談者さんと一緒に、このロードマップをみながら、いまどの位置にいるか確認してみましょう

救

・・・災害救助法が適用されたとき

- ※ 災害援護資金貸付は都道府県内に救助法の適用自治体が1つでもあればOK
- ※ 被災ローン減免制度は、国内にその災害に関する救助法の適用自治体が1つでもあればOK

支

・・・被災者生活再建支援法が適用されたとき

- ※ この法律が適用されない場合でも同様の支援金を給付する独自の制度がある都道府県が複数ある

災害直後

再建方法の選択

再建（修理・新たな賃貸借・建築・購入）

写真・動画で被害撮影

り災証明書の申請

保険・共済の確認・電話
(賃借人が契約の場合)

片づけ・乾燥・消毒
(大家さんと相談)

救

被災ローン減免制度 検討

救

災害援護資金貸付の検討

自治体独自の支援制度の確認

住宅
の検討

救

応急仮設住宅
の入居検討

大家さんと賃料の
話し合い(弁護士相談も)

支

基礎支援金の申請
(半壊+大家さんによる解体、
または大規模半壊以上)

住み
続ける

転居する

賃貸

建築・購入

物件
探し

建築見積り
・物件探し

大家さんとの
修理の話し合
い

民間
ローンの
検討

災害復
興住宅
融資
利用検討

賃貸借
契約

建築契約・
売買契約

支

加算支援金
の申請を相談

雑損控除
の申請検討

修理完了

建築完了・入居

賃借人の方の支援制度

(チェックシート)

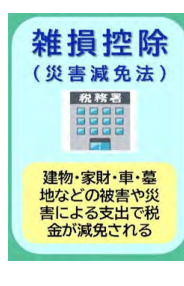
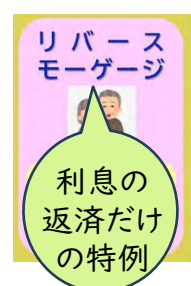
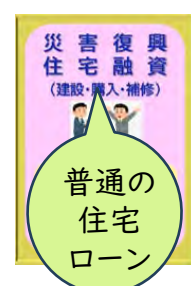
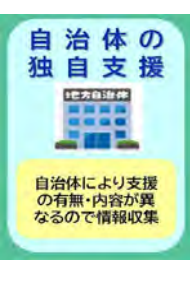
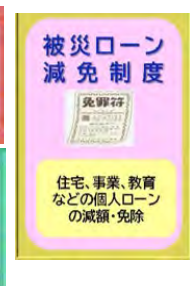
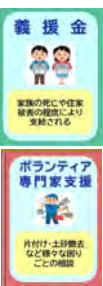


使える支援制度
などを
この表の左から順番に
チェックしていこう！

災害救助法と被災者生活
再建支援法がその自治体に
適用されている前提の表
なのでそこは注意



ご相談者の方の罹災証明
の段だけを見ればいいんだね



単位：万円

この4枚の使える支援にもれがないか確認する。
避難生活中のご家族の死亡は、弔慰金請求を検討。

災害で借金の返済に困つていれば検討する！
借金があれば検討不要です。

自治体ウェブサイトなどを確認して検討する。

税金をおさめている場合は必ずご説明を！
確定申告すれば、税金が減額、免除になる可能性

全壊

大規模
半壊

中規模
半壊

半壊

準半壊

250

170

170

170

家財の3分の
1以上の損害
あれば150

使える

使えること
が多い

使えること
が多い

使えること
が多い

100
(単身75)

50
(単身37.5)

原則なし

原則なし

● 大家さんが
解体すれば
全壊と同金額

上限3700
(評価の6割)
どちらかを選択

上限3700
(評価の6割)
どちらかを選択

上限3700
(評価の6割)
どちらかを選択

上限3700
(評価の6割)
どちらかを選択

すべて
建築・購入の場合のみ

建築・購入
200(単身150)

借家に転居
50(単身37.5)

建築・購入
200(単身150)

借家に転居
50(単身37.5)

建築・購入
100(単身75)

借家に転居
25(単身18.75)

原則なし

● 大家さんが解体すれ
ば全壊と同じ金額

罹災
証明書
の種類



半壊

修理選択で
菅沢さんの
ような状況
なら

(結論)
最低限の
支援制度
しか活用で
きないまま、
約800万
円で修理。

結局、家は
直らず貯
金もなくな
り病気に。

金額記入 ➡

52万円

万円

10万円

万円

① 合計 62万円

今の生活場所

壊れた自宅



応急修理
制度



仮設住宅

半壊以上
70万6000万円
準半壊
34万3000円

火災(地震)
保険・共済



火災保険だけで
は地震・津波の
被害保障なし

住み慣れた
自 宅



金額記入 ➡

54万円

万円

万円

万円

② 合計 54 万円

次の生活場所

壊れた自宅



義 援 金



家族の死亡や住家
被害の程度により
支給される

安心な家



金額記入 ➡

万円

借金の減免

万円

万円

③ 合計 万円

最終的な住まい

壊れた自宅



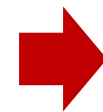
④ 現在の貯蓄額

700万円

①～④の合計額を記入
最終合計

816万円

罹災
証明書
の種類



半壊

支援制度活で、
建替えを選択
していたら

(結論)
無料で解体
し、仮設で暮
らしながら、
国の支援金
をもらい、災
害リバモ融
資利用で、手
元の貯金も
残しつつ、か
さ上げの上
で、十分な金
額の建物を
新築できた。

注) 菅沢さんは単身世帯なので
厳密には国の支援金は3/4

金額記入 ➡

費用無料

万円

100万円

10万円

万円

①

合計 110万円

今の生活場所

壊れた自宅



ボランティア
専門家支援



片付け・土砂撤去
など様々な困り
ごとの相談

被災者生活再建支援金
基礎支援金



全壊・解体・長期避難
100万円
大規模半壊
50万円

火災(地震)
保険・共済



火災保険だけで
は地震・津波の
被害保障なし

安心な家



金額記入 ➡

54万円

万円

万円

万円

税金還付

②

合計 54万円

次の生活場所

仮設住宅



原則 2年以内
家賃無料
半壊も入居可能性

義 援 金



家族の死亡や住家
被害の程度により
支給される

雑損控除
(災害減免法)



建物・家財・車・墓
地などの被害や災
害による支出で税
金が減免される

手元のお金



金額記入 ➡

解体費無料

200万円

借金の減免

1200万円

万円

③

合計 1400万円

最終的な住まい

自宅の建替



公費解体



原則全壊建物が対象。
特定非常災害等なら
半壊以上の家屋や
一部事業所も無料で
解体・撤去

被災者生活再建支援金
加算支援金



建設・購入 200万
修理 100万
民間貸借 50万
*中規模半壊は上
の各半額

リバース
モーゲージ



60歳以上なら、不
動産を担保に、利
息のみの返済可能

④

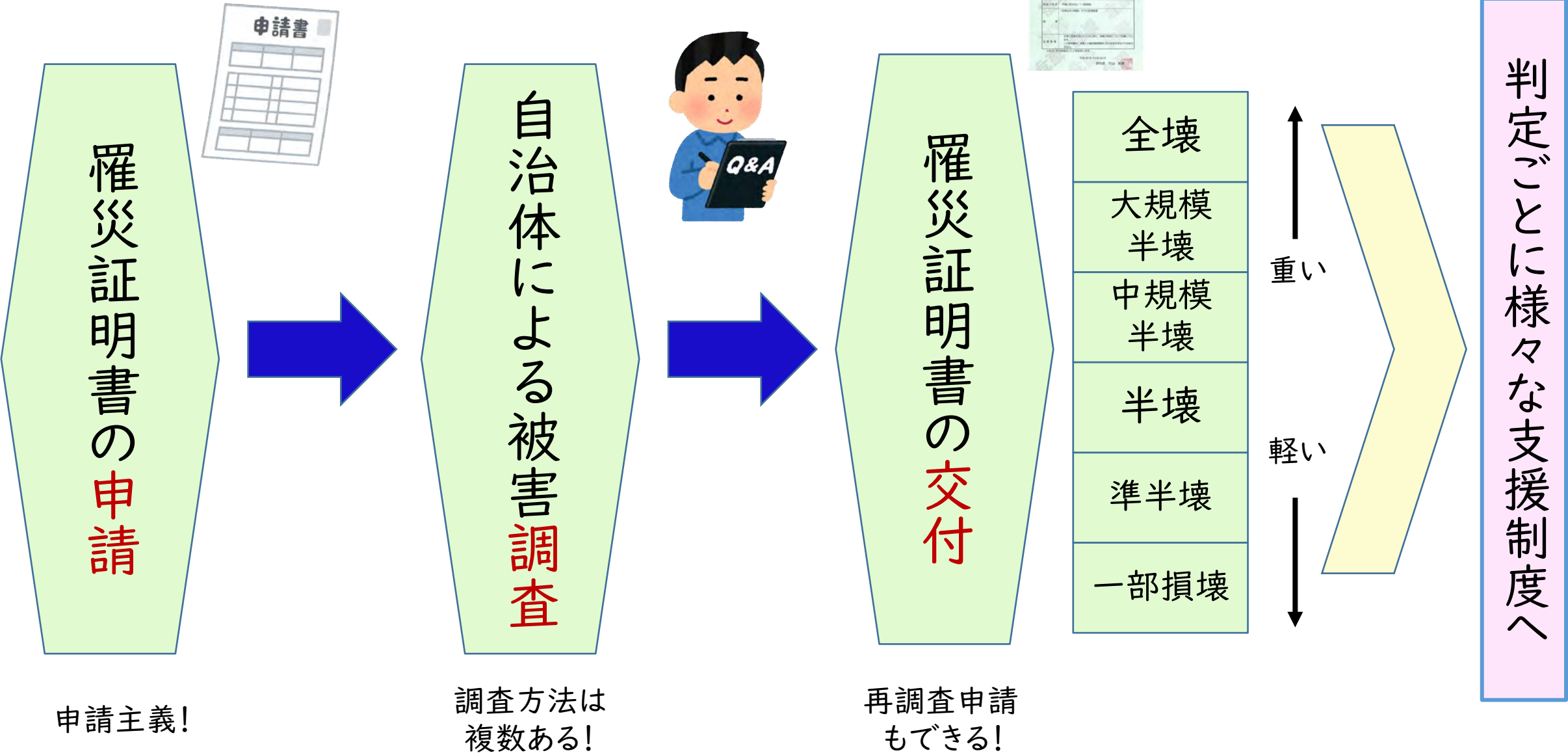
現在の貯蓄額

700万円

①～④の合計額を記入
最終合計

2264万円

使える支援制度はもらった罹災証明書でだいたい決まる



水災の場合の罹災証明の調査方法(木造・プレハブ・2階建)

浸水被害

+

外壁などが損傷しているか？
土石流や、堤防決壊などの「外力」で

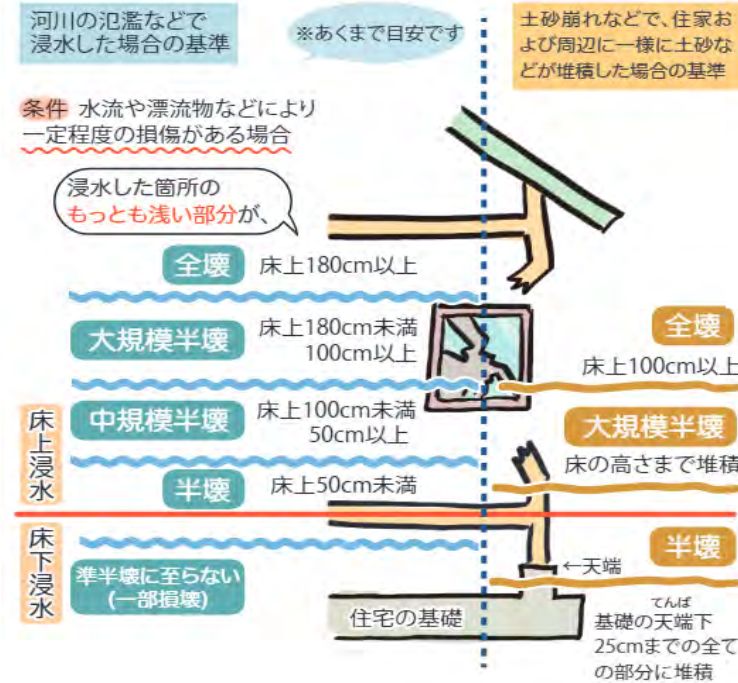
はい

右の「**第一次調査**」で判定

いいえ

右の「**第二次調査**」で判定

出典「水害にあったときに」



片づけたり、痕跡が消えてしまう前に、**あらゆる場所を写真・動画で撮影**



全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
50点以上	40～49	30～39	20～29	10～19	9点以下

↑ 準半壊から半壊になると600万円ほど支援が増えることも

罹災証明書の判定には再調査も申請できる！

基本、建物の壊れ具合を100点満点で調査して点数ごとに判定が決まる



100点満点の壊れ度テスト
↓ 建物の部位ごとに点数がふってある

＜表 木造・プレハブ住家の部位別構成比＞

部 位 名 称	構 成 比
屋根	15 %
柱（又は耐力壁）	15 %
床（階段を含む。）	10 %
外壁	10 %
内壁	10 %
天井	5 %
建具 襖、ドア、サッシ、障子など	15 %
基礎	10 %
設備 水回り、給湯器など	10 %

自分の点数が書いた調査票は自治体によってはコピーをもらえます（少なくとも自分の点数を聞きましょう）



特に、床や建具、内壁、設備などに注意。浸水で交換が必要なのに、低い点数しかついていないようなら再調査申請を検討。

修理見積書の記載などがとても大切になります。



認定がおかしいと思ったらこの内閣府の判定基準と照らし合わせてみる

全壊	50点以上
大規模半壊	40～49点
中規模半壊	30～39点
半壊	20～29点
準半壊	10～19点
一部損壊	9点以下

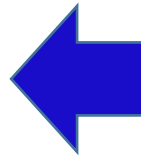
床のポイント 罹災証明の判定調査（住家被害認定調査）



内閣府HP

<表 床（階段を含む。）（構成比 10%）>

程 度	損 傷 の 例 示	損傷程度
I	- 床と壁との間にわずかなずれが生じている。 - 床仕上・畳に損傷が見られる。	1 0 %
II	- 床板の継目に隙間が生じている。 - 束が束石よりわずかにずれている。 - 床仕上・畳に著しい損傷が見られる。 - 浸水により床板の汚損が見られる。 - 浸水により合成樹脂系床材の汚損が見られる。 - 浸水により床板に若干の浮き、ずれが生じている。	2 5 %
III	- 床板にずれ、若干の不陸が見られる。 - 束が束石から数cmずれている。 - 土台が柱からわずかにずれている。 - 土台が基礎からわずかにずれている。 - 床仕上・畳の大部分に著しい損傷が生じている。 - 浸水により床板に著しい浮き、ずれ、剥離が見られる。 - 浸水により合成樹脂系床材の剥離が見られる。 - 浸水によりフローリング材の層間剥離・浮き上がり、沈下が見られる。 - 浸水により下地材の吸水・膨張が見られる。 - 浸水により畳の吸水・膨張による機能損失が見られる。	5 0 %
IV	- 床板に著しい不陸、折損が見られる。 - 束が束石から脱落している。 - 土台が柱から著しくずれている。 - 土台が基礎から著しくずれている。 - 階段がずれている。 - 床下に堆積した汚泥を除去するため、床の一部（床板等）の取り外しが必要である（基礎の構造が布基礎又はべた基礎の住家に限る。）。	7 5 %
V	- 全ての床板に著しい不陸が見られる。 - 全ての土台、柱、束が基礎、束石等から脱落している。 - 大引、根太の大部分が落下している。 - 階段がはずれている。	1 0 0 %



この手引きを形式的にあてはめると
見てすぐわかるような物理的損傷がない場合は、
 ほとんど損壊評価がされない
 （＝点数がつかない ＝罹災証明書の判定が低くなる）

ポイント①

床の部材の性質や断熱材などの存在により
浸水後再利用できず経済的効用を喪失し
全面交換しないといけない場合

➡ その旨を修理見積書に書いてもらい（建築士意見書も可）、**Vで評価する**よう再調査申請

ポイント②

この規定（**IVにできる**）の最大活用。実際に床を
 上げているか、ではなく、その必要があるかをみる

建具のポイント 罹災証明の判定調査（住家被害認定調査）



内閣府HP

<表 建具（構成比 15%）>

程 度	損 傷 の 例 示	損傷程度
I	【襖、障子】家具の倒れ込み等によって襖紙、障子紙が破損し、張り替えが必要である。 【木製サッシ】可動部にわずかな歪みが生じ、開閉が困難となっている。 【アルミサッシ】可動部、鍵にわずかな変形が生じ、開閉が困難になっている。 【ドア】変形はしていないものの、表面の傷が著しい。 【共通】浸水による襖・障子・ドアの破損（表面、格子・縁の洗浄、張り替えによって、再使用が可能な程度）	10%
II	【木製サッシ】壁面との間に隙間が生じている。 【アルミサッシ】鍵の破損や、ビードのはずれが見られる。あるいは開閉が不能になっている。 【ドア】蝶番に変形が見られ、取り付け部がはずれている。	25%
III	【襖、障子】可動部が破損しているが、かまちに損傷は見られない。 【木製サッシ】破損し、開閉が不能になっている。 【アルミサッシ】ガラスが破損している。	50%
IV	【襖、障子】可動部が破損しており、かまちに一部欠損、ひび割れが見られる。 【木製サッシ】可動部の破損に加え、かまちに一部欠損、ひび割れが見られる。 【アルミサッシ】可動部が全損しており、枠の一部に変形が見られる。	75%
V	【襖、障子】かまちの損傷が著しく、交換が必要である。 【木製サッシ、木製建具】破壊されている。 【アルミサッシ】枠ごとはずれて破壊されている。 【アルミドア、木製ドア】破壊されている。 【共通】 ・浸水により建具が歪み、開閉が不能になっている。 ・浸水によりドア等の面材が膨張し剥離している。 （再使用が不可能な程度）	100%

この手引きを形式的にあてはめると
見てすぐわかるような物理的損傷がない場合は、
 ほとんど損壊評価がされない
 （＝点数がつかない ＝罹災証明書の判定が低くなる）

ポイント①

床のときと同様、建具の部材の性質などにより
**浸水後再利用できず経済的効用を喪失し交換し
 ないといけな**い場合（その時点の見た目は関係ない!）

➡ その旨を修理見積書に書いてもらい（建築
 士意見書も可）、**Vで評価**するよう再調査申請

ポイント②

全体の何割がVになるかを示す必要があるので、
 面倒でも、I階の建具の個数を調査票から数え
 そのうち使えない建具の数を示す

例）10個の建具のうち5個がVの損壊＝50%

内壁のポイント 罹災証明の判定調査（住家被害認定調査）



内閣府HP

<表 内壁（構成比 10%）>

程度	損傷の例示	損傷程度
I	・塗り壁隅角部におずかなひび割れが生じている。 ・内壁合板におずかなずれが生じている。 ・ボードの目地部におずかなずれが生じている。	10%
II	・内壁周辺部に隙間が生じている。 ・内壁合板にずれが生じている。 ・タイルの目地に亀裂が生じている。 ・ボードの目地部にひび割れやずれが生じている。	25%
III	・内壁合板に剥離、浮きが見られる。 ・タイルが剥離を生じている。 ・クロスが破れている。 ・柱・梁に割れが見られるため、内壁の一部の取り外しが必要である。 ・ボードの目地部に著しいずれ、釘打部の部分的な浮き上がり、隅角部の破損が生じている。 ・浸水により仕上塗壁材の剥離等が見られる。 ・浸水により壁クロスの汚損・表面劣化・剥離等が見られる。 （下地材の交換を要しない程度） ・浸水により塗土の半分程度が剥落している。	50%
IV	・内壁合板に剥離、脱落が見られる。 ・タイルが剥落している。 ・ボードの釘の浮き上がりが見られ、脱落が生じている。	75%
V	・全ての仕上材が脱落している（見切りは不要。壁1面を100%の損傷として算定する。）。 ・下地材の損傷が生じている。 ・浸水により下地材・パネルの吸水・膨張・不陸が見られる。 ・浸水により断熱材の吸水による機能損失が見られる。 （再使用が不可能な程度） ・浸水により塗土の大半が剥落している。	100%

※以下のような被害が見られる場合には、再使用が不可能な程度（損傷程度V）とし、内壁面全面を損傷面積としてとることとする。

- ・内壁面へ汚泥の付着など相当な汚損が見られ、内壁内部まで吸水している場合
- ・内壁面に、浸水痕とは別に、吸水等によるシミ・汚損・カビ等がみられる場合

ポイント①

この内閣府のマニュアル文言を最大限活用！
特に中の断熱材（グラスウール）が吸水した場合
再利用できません。全面交換になるので、全面が
Vで評価される必要あり。

ポイント②

上と共通しますが、自治体によっては、床上10cm
でも浸水した場合、内壁の全面積（100%）を損
壊したとして判定しています（一部でも損壊した
場合、内壁は全面交換せざるを得ないという理由
と、断熱材を通じて実際の浸水よりも上まで水が
上がることが理由です）

設備のポイント 罹災証明の判定調査（住家被害認定調査）



内閣府HP

2-9. 設備

（１）調査箇所

水廻りの衛生設備、構造物と一体でないベランダ等の設備（システムキッチン、洗面台、便器、ユニットバス、配管の取り付け口等）

（２）主な損傷

- ・設備本体の損壊、配管の折損、はずれ等
- ・浸水による設備の機能損失等

（３）損傷の判定

個別の設備の損傷状況に応じて、100%の範囲内で損傷率を判定する。

個別の設備の損傷率の目安は次のとおりとする。

- ・浴室の設備については、30%の範囲内で損傷率を判定する（再使用が不可能な程度に著しく損傷した場合を30%とする。）。
- ・台所の設備については、30%の範囲内で損傷率を判定する（再使用が不可能な程度に著しく損傷した場合を30%とする。）。
- ・水廻りの衛生設備（浴室及び台所の設備を除く。）、ベランダ等については、40%の範囲内で損傷率を算定する（全ての設備が再使用不可能な程度に著しく損傷した場合を40%とする。）。



ポイント

全体に非常にわかりにくいですが
単純に

浴室

=再利用不可で交換必要なら**3点**

キッチン

=再利用不可で交換必要なら**3点**

（特にシステムキッチンは合板部分が
浸水後交換不可避免になります）

※なお、修繕必要だが再利用可能なら**2点**
汚損や配管詰まりは**1点**

その他 トイレ、給湯器、ベランダなどそれぞれ

1点ずつつけられて、

最大10点まで損壊評価がつけられる

（例）浴室の設備に、業者による修理が必要な程度の損傷があり、トイレの便器に再使用不可能な程度の著しい損傷があった場合

$$\begin{aligned}\text{損傷率} &= (\text{浴室の設備の損傷率}) + (\text{その他の設備の損傷率}) \\ &= 20\% + 10\% = 30\%\end{aligned}$$

浸水木造家屋の調査票の見方メモ

住家被害認定調査票		調査票番号	主要階		その他階	計
水害 木造・プレハブ 第2次A-3		202106200212	9	床 (1) 0.7 (3) 0.5	(2) 0.3 (4) 0.5	1.0 1.0
10 10%	外壁	面損率 無被害 0 程度Ⅰ 0 程度Ⅱ 0 程度Ⅲ 1 程度Ⅳ 1 程度Ⅴ 1	面損率 無被害 0 程度Ⅰ 0 程度Ⅱ 0 程度Ⅲ 1 程度Ⅳ 1 程度Ⅴ 1	計	計	計
	10%	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	1	0	0.7
	10%	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	1	0	0.7
	10%	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	1	0	0.7
	10%	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	1	0	0.7
	10%	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	1	0	0.7
	10%	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	1	0	0.7
	10%	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	1	0	0.7
	10%	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	1	0	0.7
	10%	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	1	0	0.7
11 10%	内壁	面損率 無被害 0 程度Ⅰ 0 程度Ⅱ 0 程度Ⅲ 1 程度Ⅳ 1 程度Ⅴ 1	面損率 無被害 0 程度Ⅰ 0 程度Ⅱ 0 程度Ⅲ 1 程度Ⅳ 1 程度Ⅴ 1	計	計	計
	10%	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	1	0	0.7
	10%	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	1	0	0.7
	10%	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	1	0	0.7
	10%	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	1	0	0.7
	10%	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	1	0	0.7
	10%	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	1	0	0.7
	10%	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	1	0	0.7
	10%	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	1	0	0.7
	10%	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	1	0	0.7
12 10%	床(階段含)	面損率 無被害 0 程度Ⅰ 0 程度Ⅱ 0 程度Ⅲ 1 程度Ⅳ 1 程度Ⅴ 1	面損率 無被害 0 程度Ⅰ 0 程度Ⅱ 0 程度Ⅲ 1 程度Ⅳ 1 程度Ⅴ 1	計	計	計
	10%	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	1	0	0.7
	10%	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	1	0	0.7
	10%	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	1	0	0.7
	10%	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	1	0	0.7
	10%	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	1	0	0.7
	10%	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	1	0	0.7
	10%	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	1	0	0.7
	10%	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	1	0	0.7
	10%	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	1	0	0.7
13 15%	柱(又は開口部)	面損率 無被害 0 程度Ⅰ 0 程度Ⅱ 0 程度Ⅲ 1 程度Ⅳ 1 程度Ⅴ 1	面損率 無被害 0 程度Ⅰ 0 程度Ⅱ 0 程度Ⅲ 1 程度Ⅳ 1 程度Ⅴ 1	計	計	計
	15%	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	1	0	0.7
	15%	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	1	0	0.7
	15%	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	1	0	0.7
	15%	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	1	0	0.7
	15%	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	1	0	0.7
	15%	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	1	0	0.7
	15%	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	1	0	0.7
	15%	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	1	0	0.7
	15%	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	1	0	0.7
14 15%	屋根	面損率 無被害 0 程度Ⅰ 0 程度Ⅱ 0 程度Ⅲ 1 程度Ⅳ 1 程度Ⅴ 1	面損率 無被害 0 程度Ⅰ 0 程度Ⅱ 0 程度Ⅲ 1 程度Ⅳ 1 程度Ⅴ 1	計	計	計
	15%	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	1	0	0.7
	15%	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	1	0	0.7
	15%	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	1	0	0.7
	15%	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	1	0	0.7
	15%	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	1	0	0.7
	15%	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	1	0	0.7
	15%	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	1	0	0.7
	15%	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	1	0	0.7
	15%	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	1	0	0.7
15 5%	天井	面損率 無被害 0 程度Ⅰ 0 程度Ⅱ 0 程度Ⅲ 0 程度Ⅳ 0 程度Ⅴ 1	面損率 無被害 0 程度Ⅰ 0 程度Ⅱ 0 程度Ⅲ 0 程度Ⅳ 0 程度Ⅴ 1	計	計	計
	5%	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	1	0	0.7
	5%	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	1	0	0.7
	5%	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	1	0	0.7
	5%	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	1	0	0.7
	5%	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	1	0	0.7
	5%	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	1	0	0.7
	5%	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	1	0	0.7
	5%	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	1	0	0.7
	5%	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	1	0	0.7
16 15%	建具	枚数率 無被害 0 程度Ⅰ 0 程度Ⅱ 0 程度Ⅲ 0 程度Ⅳ 1 程度Ⅴ 2	枚数率 無被害 0 程度Ⅰ 0 程度Ⅱ 0 程度Ⅲ 0 程度Ⅳ 1 程度Ⅴ 2	計	計	計
	15%	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	1	0	0.7
	15%	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	1	0	0.7
	15%	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	1	0	0.7
	15%	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	1	0	0.7
	15%	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	1	0	0.7
	15%	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	1	0	0.7
	15%	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	1	0	0.7
	15%	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	1	0	0.7
	15%	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	1	0	0.7
17 10%	設備	浴室(3%以内) 1% 配管の破等 2% バス・トイレの割れ等 その他階 3% 再使用が不可能	浴室(3%以内) 1% 配管の破等 2% バス・トイレの割れ等 その他階 3% 再使用が不可能	計	計	計
	10%	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	1	0	0.7
	10%	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	1	0	0.7
	10%	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	1	0	0.7
	10%	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	1	0	0.7
	10%	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	1	0	0.7
	10%	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	1	0	0.7
	10%	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	1	0	0.7
	10%	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	1	0	0.7
	10%	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	1	0	0.7

建具	枚数率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
16	無被害	0	0	0	0	0	0	4
15	程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2	4
15	程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	計×(1)
15	程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	B
15	程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	2.8
15	程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15	

・「主要階」と「その他階」の外観・内壁・床・柱・屋根・天井・建具の各項目について、被害程度(無被害～程度Ⅴ)と面積率が判定されている(↑の建具だと、主要階は程度Ⅰが10%+60%=70%、程度Ⅲが10%+20%=30%の判定。その他階は無被害100%。面積率は合計すると各階必ず100%になるはず。)

※ 主要階…「1階もしくは1階以外の階で台所・食堂・居間の全てを有する階」

・○で囲まれた数字を合計した「計」に、主要階の建具であれば表の右上の主要階の床面積率0.7を掛けると、その項目の基礎点数(b)になる(建具 1+1+2=計4 ×0.7=2.8)

※ 面積率は、外壁・内壁・床・柱・天井・建具は「床」の面積率を、屋根は「屋根」の面積率を掛ける。

主要階	その他階	計
(1) 0.7	(2) 0.3	1.0
(3) 0.5	(4) 0.5	1.0

※ 「設備」は面積率を掛けない(浴室最大3点、台所最大3点、その他最大4点で、主要階とその他階とで配点する)

※ ここからさらに調整→次ページへ

住家被害認定調査票

調査票番号 202106200212

水害本流・プレハブ第2次A-1

調査日 令和3年6月20日

調査時 16:30 ~ 17:30

調査員 ぼうさい たらう / ふっこう はなこ

所在地 ××××× △番地-〇

世帯主 ▲▲▲▲ ▲▲▲▲

住家 住家である(居住のために使用されている)

配置状況

非住家(新築) 住家

4 外観

□住家全部が倒壊

□住家の一部の階が全部倒壊

□一見して住家全部が流失

□基礎のいずれかの辺が全部破壊し、基礎直下の地盤が流出・陥没

いずれかに該当

□判定へ(全壊)

5 傾斜

傾斜箇所 (1) (2) (3) (4) 平均値

6 躯体

□柱(又は耐力壁)又は基礎の損傷率が75%以上である

損傷率

7 基礎

0% ~10% ~20% ~40% ~60% ~74% 計

0 ① 2 4 6 7 2

「8」以降へ

【損害割合算出表】

(注) d・e 別は、四捨五入した値を記入する。

部位	構成比	階別部位別損害割合		部位別損害割合	階別重み付け		重み付き損害割合	h (傾斜が2cm以上傾斜を考慮した損害割合 a>i→d a≤i→g)
		主要階	その他階		主要階	その他階		
外壁	10	0.7	0	1	0.875	0	1	
内壁	10	7	0	7	8.75	0	9	
床(敷居含)	10	3.5	0	4	4.375	0	4	
基礎	10	「7.基礎」の損害割合			2			
柱(又は耐力壁)	15	1.4	0	1	1.75	0	2	
屋根	15	0	0	0	0	0	0	
天井	5	0	0	0	0	0	0	
建具	15	2.8	0	3	3.5	0	4	
設備	10	4	0	4	5	0	5	
計		あ 22			い 27			15%

※B及びCは、調査票3頁のB及びCの値とする。

判定

損害割合

10%未満

10%以上

20%以上

30%以上

40%以上

50%以上

□ 準半壊に至らない(一部損壊)

□ 準半壊

□ 半壊

□ 中規模半壊

□ 大規模半壊

□ 全壊

27

四捨五入 主要階は×1.25 四捨五入

【損害割合算出表】

(注) d・e 別は、四捨五入した値を記入する。

部位	構成比	階別部位別損害割合		部位別損害割合	階別重み付け		重み付き損害割合	h (傾斜が2cm以上傾斜を考慮した損害割合 a>i→d a≤i→g)
		主要階	その他階		主要階	その他階		
外壁	10	0.7	0	1	0.875	0	1	
内壁	10	7	0	7	8.75	0	9	
床(敷居含)	10	3.5	0	4	4.375	0	4	
基礎	10	「7.基礎」の損害割合			2			
柱(又は耐力壁)	15	1.4	0	1	1.75	0	2	
屋根	15	0	0	0	0	0	0	
天井	5	0	0	0	0	0	0	
建具	15	2.8	0	3	3.5	0	4	
設備	10	4	0	4	5	0	5	
計		あ 22			い 27			15%

※B及びCは、調査票3頁のB及びCの値とする。

判定

損害割合

10%未満

10%以上

20%以上

30%以上

40%以上

50%以上

□ 準半壊に至らない(一部損壊)

□ 準半壊

□ 半壊

□ 中規模半壊

□ 大規模半壊

□ 全壊

27

・①各項目の基礎点数(b)を四捨五入した数値(d)と、②各項目の基礎点数(b)に主要階は1.25(その他階は0.5)を掛け、四捨五入した数値(g)の③全項目の合計の大きい方が、最終的な住宅の判定値となる(その他階にも損害がある場合は表の指示に従って計算していく)

例) この事例の床が100%程度Ⅲ(上記の計算では27点のうち床4点)

→ 100%程度Ⅳに上がると、

基礎点数は $8 \times 0.7 = 5.6$

①四捨五入して6 合計は 24

② $5.6 \times 1.25 = 7$

四捨五入して7 合計は 30

③上記①と②の合計が大きいほうで30点=中規模半壊に。

床(敷居含)	面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計
無被害	0	0	0	0	0	0	0	5
程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	1	
程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	3	計×(1)
程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	5	B
程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	8	
程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	10	

8

5.6

・被害程度（無被害～程度Ⅴ）は何で決まるのか

→ 内閣府の住家被害認定のページに**指針**があるのでどの部分がどう評価されているかを確認しながら、ご本人に**写真**などがあれば、建築士さんに一緒に見ていただきながら被害状況を聞き取り、**調査票の図面**と照らし合わせて、実際の被害と判定が合致しているか（より重い被害程度が主張できないか）を検討する。

[災害に係る住家の被害認定：防災情報のページ - 内閣府 \(bousai.go.jp\)](https://bousai.go.jp)

「運用指針」と「…運用指針 参考資料（損傷程度の例示）」が参考になります。後者は写真つきですが、あくまで「例示」なので引っ張られすぎないように。

・床上浸水は、特に「内壁」、「床」、「建具」、「設備」がきちんと評価されているか注意（次ページに指針添付）

・再調査を申請する場合（助言する場合）は、運用指針を参考に、被害程度の裏付けとなるようなコメント付きの見積書や、建築士さんの意見書、写真、図面などを添えられるとよいと思います。例えば「再利用不可」と主張する場合、部材の性質、浸水の程度、損傷状況などの再利用不可とする理由や、建具の場合はどの部屋のどの建具に関するものかなどの説明が必要です。

（修理を検討している世帯の場合は見積書で対応できることが多いと思いますが、そうでないケースでも、令和4年台風15号では弁護士と建築士さんとで訪問調査に行き、意見書をご作成いただいて判定が変わった（準半壊→半壊や半壊→中規模半壊など）ケースが何件もあります）

・建築士さんが相談ブースにいらっしゃらない場合、材質ごとの再利用の可否などについて、日本建築士会連合会の「浸水被害住宅の技術対策マニュアル」p17～18が参考になります。

[連合会策定の取組（事前防災活動指針・災害対応2022・浸水被害対応マニュアル） | 公益社団法人 日本建築士会連合会 \(kenchikushikai.or.jp\)](https://kenchikushikai.or.jp)

・内閣府の手引きには、被害程度について、数字が太字（大きなフォント）になっているもの（例えば床→だと無被害・程度Ⅱ～Ⅳ）は、主に浸水による被害があった場合に用い、太字になっていないもの（床だと程度Ⅰ・程度Ⅴ）は、主に物理的被害があった場合に用いる、という記載があり、遵守している市町もあるため要注意（浸水による被害だと程度Ⅳまでしか評価しない運用をしているところも）

床（階段含）	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害		0	0	0	0	0	0	0
程度Ⅰ		0	0	0	1	1	1	3
程度Ⅱ		0	1	1	2	2	3	9
程度Ⅲ		1	1	2	3	4	5	16
程度Ⅳ		1	2	3	5	6	8	25
程度Ⅴ		1	2	4	6	8	10	31

よく見ると
確かに太字
…

（程度Ⅰと程度Ⅴ
は数字が小さい）

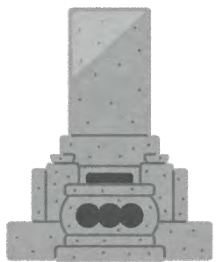
雑損控除(医療費控除とほぼ同じ)

※半壊未満の人でも活用できる!

災害による損害



- ・家の修理費用
- ・家財の損害額
(金額の推定規定あり)
↑次ページ



- ・お墓の修理費用など

から もらえた保険金 をひく



火災保険の保険金



この金額が、その年の所得の10パーセントを超えていたら、
その超えた分、所得を控除してもらえる(=所得税、住民税が減る)



雑損控除 家財の損害額はわからなくても推定してもらえる！

(2) 家財に対する損失額の計算（生活に通常必要な動産で、車両を除きます。）

① 家財の取得価額が明らかな場合

$$\text{損失額} = (\text{家財の取得価額} - \text{減価償却費}) \times \text{被害割合}$$

② 家財の取得価額が明らかなでない場合

$$\text{損失額} = \text{家族構成別家庭用財産評価額} \times \text{被害割合}$$

(3) 車両に対する損失額の計算

$$\text{損失額} = (\text{車両の取得価額} - \text{減価償却費}) \times \text{被害割合}$$

この家財の損害額推定規定が非常に大きい

家族構成別家庭用財産評価額

世帯主の年齢	夫婦	独身
～ 29	500	300
30 ～ 39	800	
40 ～ 49	1,100	
50 ～	1,150	

(注) 大人（年齢18歳以上）1名につき130万円を加算し、子供（年齢18歳未満）1名につき80万円を加算します。

「国税庁 雑損控除」で検索

損害額にける被害割合の計算方法(家財の場合)

被害割合表

被害割合については、被害状況に応じて、以下の「被害割合表」により求めた被害割合とします。

区分	被害区分		被害割合		概要
			住宅	家財	
損壊	全壊・流失・埋没・倒壊		%	%	被害住宅の残存部分に補修を加えても、再び住宅として使用できない場合
	(倒壊に準ずるものを含む)		100	100	住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の50%以上であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の70%以上である場合
	半壊		50	50	住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の20%以上50%未満であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の20%以上70%未満である場合
	一部破損		5	5	住宅の主要構造部の被害が半壊程度には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けた場合
浸水	床上 1.5m以上	平屋	80 (65)	100 (100)	・海水や土砂を伴う場合には上段の割合を使用し、それ以外の場合には、下段の割合を使用します。 なお、長期浸水（24時間以上）の場合には、各割合に15%を加算した割合を使用します。 ・「床上」とは、床板以上をいい、二階のみ借りている場合は、「床上」を「二階床上」と読み替え平屋の割合を使用します。 ・「二階以上」とは、同一人が二階、二階以上とも使用している場合をいいます。
		二階建以上	55 (40)	85 (70)	
	床上 1m以上 1.5m未満	平屋	75 (60)	100 (100)	
		二階建以上	50 (35)	85 (70)	
	床上 50cm以上 1m未満	平屋	60 (45)	90 (75)	
		二階建以上	45 (30)	70 (55)	
	床上 50cm未満	平屋	40 (25)	55 (40)	
		二階建以上	35 (20)	40 (25)	
	床下		15 (0)	-	

損害額に掛け合わせる「被害割合」については、
①罹災証明の判定（半壊など）と、
②浸水の程度
を合計してよいことになっている。

(被害割合の計算の例)
たとえば、2階建ての家が、土砂を伴う
床上20cmの浸水をして、半壊の罹災証明書
をもらった場合

半壊の場合の家財の被害割合 ➡左の表で50%
二階建て以上の家への土砂を伴う
床上20cmの浸水 ➡左の表で40%

50%+40%=90% ←これが本件の被害割合

(結果) 家財の損害額にこの90%をかけて損害額をだす

(注) 車両に係る被害割合については、上記を参考に、例えば、「補修を加えても再び使用できない場合」には被害割合を100%とするなど、個々の被害の状況を踏まえ適用します。

損害額にける被害割合の計算方法(家財の場合)

被害割合表

被害割合については、被害状況に応じて、以下の「被害割合表」により求めた被害割合とします。

区分	被害区分		被害割合		概要
			住宅	家財	
損壊	全壊・流失・埋没・倒壊		%	%	被害住宅の残存部分に補修を加えても、再び住宅として使用できない場合
	(倒壊に準ずるものを含む)		100	100	住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の50%以上であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の70%以上である場合
	半壊		50	50	住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の20%以上50%未満であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の20%以上70%未満である場合
	一部破損		5	5	住宅の主要構造部の被害が半壊程度には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けた場合
浸水	床上 1.5m以上	平屋	80 (65)	100 (100)	・海水や土砂を伴う場合には上段の割合を使用し、それ以外の場合には、下段の割合を使用します。 なお、長期浸水（24時間以上）の場合には、各割合に15%を加算した割合を使用します。 ・「床上」とは、床板以上をいい、二階のみ借りている場合は、「床上」を「二階床上」と読み替え平屋の割合を使用します。 ・「二階以上」とは、同一人が二階以上とも使用している場合をいいます。
		二階建以上	55 (40)	85 (70)	
	床上 1m以上 1.5m未満	平屋	75 (60)	100 (100)	
		二階建以上	50 (35)	85 (70)	
	床上 50cm以上 1m未満	平屋	60 (45)	90 (75)	
		二階建以上	45 (30)	70 (55)	
	床上 50cm未満	平屋	40 (25)	55 (40)	
		二階建以上	35 (20)	40 (25)	
	床下		15 (0)	-	

損害額に掛け合わせる「被害割合」については、
①罹災証明の判定（半壊など）と、
②浸水の程度
を合計してよいことになっている。

(被害割合の計算の例)

たとえば、2階建ての家が、土砂を伴う
床上20cmの浸水をして、半壊の罹災証明書
をもらった場合

半壊の場合の家財の被害割合 ➡左の表で50%
二階建て以上の家への土砂を伴う
床上20cmの浸水 ➡左の表で40%

50%+40%=90% ←これが本件の被害割合

(結果) 家財の損害額にこの90%をかけて損害額をだす

(注) 車両に係る被害割合については、上記を参考に、例えば、「補修を加えても再び使用できない場合」には被害割合を100%とするなど、個々の被害の状況を踏まえ適用します。

令和 〇 3 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

現在の住所		個人番号 12345678901234		現在地 国 日本 都道府県 東京都 市区町村 港区 番地 1-2-3		生年月日 3 6 4 0 1 0 1	
静岡県静岡市清水区				フリガナ			
氏名				雑損控除 サンプル			
電話 宅 044-222-1234		職業 会社員		配偶者の氏名 氏名		申告書と別添の提出 人	
（単位は円）		種類 ☐ ☐		電話番号 自宅・勤務先・携帯			

収入金額等	事業等	区分	2	ア	6031520
	農業	区分	イ		
	不動産	区分	ウ		
	利子	区分	エ		
	配当	区分	オ		
	給与	区分	カ	2400000	
	公的年金等	区分	キ		
	雑業	区分	ク		
	その他	区分	ケ		
	総合課税	区分	コ		
所得金額等	事業等	区分	1		1749811
	農業	区分	2		
	不動産	区分	3		
	利子	区分	4		
	配当	区分	5		
	給与	区分	6	1600000	
	公的年金等	区分	7		
	雑業	区分	8		
	その他	区分	9		
	⑦から⑨までの計	区分	10		
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	区分	11		177444
	生命保険料控除	区分	12		56383
	地震保険料控除	区分	13		10350
	障害者控除	区分	14		0000
	扶養控除	区分	15		0000
	基礎控除	区分	16		380000
	雑損控除	区分	17		0000
	医療費控除	区分	18		480000
	⑬から⑱までの計	区分	19		1104177
	雑損控除	区分	20		5545469
その他の	医療費控除	区分	21		337766
	寄附金控除	区分	22		
	合計	区分	23		6987412
	課税される所得金額	区分	24		000
	上の②に対する控除	区分	25		0
	配当控除	区分	26		
	取崩等特別金等特別控除	区分	27		00
	住宅耐震改修区別特別控除等	区分	28		0
	災害減免額	区分	29		0
	復興特別所得控除	区分	30		0
計算	源泉徴収税額	区分	31		43200
	申告納税額	区分	32		-43200
	予定納税額	区分	33		00
	第3期分の税額	区分	34		43200
	平均課税対象金額	区分	35		3349811
	配偶者の合計所得金額	区分	36		676000
	青色申告特別控除額	区分	37		650000
	経理等一時所得等の源泉徴収税額の合計額	区分	38		0
	未納付の源泉徴収税額	区分	39		
	平均課税対象金額	区分	40		000
延納届出額	延納届出額	区分	41		000
	延納届出額	区分	42		000
	延納届出額	区分	43		000
	延納届出額	区分	44		000
	延納届出額	区分	45		000
	延納届出額	区分	46		000
	延納届出額	区分	47		000
	延納届出額	区分	48		000
	延納届出額	区分	49		000
	延納届出額	区分	50		000

第一表
（令和三年分以降用）

Figure 1. Schematic diagram of the experimental setup. The subject is seated in a chair and views the screen through a mirror. The screen displays the target (a red dot) and the starting position (a green dot). The subject's hand is positioned at the starting position. The distance between the starting position and the target is 10 cm. The subject is instructed to move the hand from the starting position to the target. The distance between the starting position and the target is 10 cm. The subject is instructed to move the hand from the starting position to the target. The distance between the starting position and the target is 10 cm.

所得から差し引かれる金額	社会保険料控除			⑬	1	7	7	4	4	4
	小規模企業共済等掛金控除			⑭						
	生命保険料控除			⑮	5	6	3	8	3	
	地震保険料控除			⑯	1	0	3	5	0	
	寡婦、ひとり親控除	区分		⑰ ～⑱		0	0	0	0	
	勤労学生、障害者控除			⑲ ～㉑		0	0	0	0	
	配偶者 (特別)控除	区分1 1	区分2	⑲ ～㉒	3	8	0	0	0	
	扶養控除			⑳		0	0	0	0	
	基礎控除			㉒	4	8	0	0	0	
	⑬から㉒までの計			㉓	1	1	0	4	1	
	雑損控除			㉔	5	5	4	5	4	
医療費控除			㉕	3	3	7	7	6		
寄附金控除			㉖							
合 (㉓+㉔+㉕+㉖)計			㉗	6	9	8	7	4		

税理士浅原慎一郎先生（静岡市）が台風15号支援のために
作成された記入サンプル

住宅ローンなどの個人ローンを減免 被災ローン減免制度

※正式名称 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン

被災ローン減免制度 を利用すると??



預貯金500万円に加えて、も
らった支援金、弔慰金や義援金
などをすべて手元に残したまま、
ローンを減額、免除してもらう

手続は弁護士に支援してもらえ
る。その費用も無料!

借金がなくなったあと、
ブラックリストに載らないので、
再度借入の可能性!

保証人にも原則請求されない



あきらめないで!!

住宅ローンだけでなく、災害救助法が適用された自然災害
によって払えなくなった個人のローンが広く対象です

新規一転したい人!

住宅ローンを全て免除してもらって、
白紙の状態から再スタート!
その後は賃貸暮らしでも、
再度家を建築、購入も!

不動産は残したい人!

残したい不動産(土地だけと
か、土地建物両方とか)の評
価額の分だけ分割で返済し、
残りのローンは免除してもらう
計画を債権者に提案。



問題1
(回答)

あくまで仮に最大の金額
を使うとすればの計算。

どんな選択がご夫婦の
幸せにつながるかは
簡単には答えがだせないね。

次の被災者が支援制度を活用して使える**最大の金額**を考えて、回答欄に書きましょう。

夫は75歳、妻は70歳の二人暮らしです。地震で家が**半壊**しました。
貯金は300万円あります。地震保険は300万円もらえる予定です。
家は、築45年の2階建てで、土地が500万円、建物は500万円の評価でした。
住宅ローンや借金はありません。今回の災害は、**特定非常災害**に指定されたようです。
義援金は50万円もらい、自治体からは修理には50万円の補助金がでると聞きました。
年金生活(200万円)で余裕はありませんが、家をもう一度 **修理して住みたい** です。

火災(地震) 保険・共済 火災保険だけでは地震・津波の被害保障なし	義 援 金 家族の死亡や住家被害の程度により支給される	被災ローン 減 免 制 度 住宅、事業、教育などの個人ローンの減額・免除	災害援護 資金貸付 1か月以上の負傷家財損害、住家被害に応じ最大350万円 貸付	自治体の 独 自 支 援 自治体により支援の有無・内容が異なるので情報収集	応 急 修 理 制 度 仮設住宅 半壊以上 70万6000万円 準半壊 34万3000円	仮 設 住 宅 原則 2年 以内 家賃無料 半壊も入居可能性	公費解体 原則全壊建物が対象。 特定非常災害等なら 半壊以上の家屋や 一部事業所も無料で 解体・撤去	被災者生活再建支援金 基礎支援金 全壊・解体・長期避難 100万円 大規模半壊 50万円	災 害 復 興 住 宅 融 資 (建設・購入・補修) 建設・購入資金は 半壊・補修は一部 損壊以上が条件	リバース モーゲージ 60歳以上なら、不動産を担保に、利息のみの返済可能	被災者生活再建支援金 加算支援金 建設・購入 200万 修理 100万 民間貸借 50万 *中規模半壊は上の各半額	雑損控除 (災害減免法) 建物・家財・車・墓地などの被害や災害による支出で税金が減免される
300 万円	50 万円	使う 使わない	170 万円	50 万円	70.6 万円	使う 使わない	使う 使わない	万円	万円	600 万円	万円	使う 使わない
		↑ 選んで 丸をつける			↑ 選んで 丸をつける	↑ 選んで 丸をつける	↑ 選んで 丸をつける	どちらか1つ			↑ 選んで 丸をつける	

被災時の預貯金 300 万円 + 支援制度の合計 1240.6 万円 = 合計 1540.6 万円

修理の支援制度

(チェックシート)



ご相談者の方の罹災証明
の段だけを見ればいいんだね



使える支援制度
などを
この表の左から順番に
チェックしていこう！

災害救助法と被災者生活
再建支援法がその自治体に
適用されている前提の表
なのでそこは注意



義援金

家財の死にや住家
被害の程度により
支給される

火災(地震)
保険・共済

火災保険だけでは
地震・津波の
被害保障なし

被災ローン
減免制度

住宅、事業、教育
などの個人ローンの
減額・免除

災害援護
資金貸付

1か月以上の負傷
家財被害、住家被害に
応じ最大
350万円 貸付

自治体の
独自支援

自治体により支援
の有無・内容が異なる
ので情報収集

応急修理
制度

仮設住宅

半壊以上
70万6000円
準半壊
34万3000円

仮設住宅

原則 2年 以内
家賃無料
半壊も入居可能性

被災者生活再建支援金
基礎支援金

全壊・解体・長期避難
100万円
大規模半壊
50万円

災害復興
住宅融資
(建設・購入・補修)

普通の
住宅
ローン

リバース
モーゲージ

利息の
返済だけ
の特例

被災者生活再建支援金
加算支援金

建設・購入 200万
修理 100万
民間貸借 50万
*中規模半壊は上
の各半額

雑損控除
(災害減免法)

建物・家財・車・墓
地などの被害や災
害による支出で税
金が減免される

単位：万円

大規模 半壊	→	・この4枚の使える支援にもれがないか確認する。 ・避難生活中のご家族の死亡は、弔慰金請求を検討。	・災害で借金の返済に困つていれば検討する！ ・借金がなければ検討不要です。	170	・自治体ウェブサイトなどを確認して検討する。	70.6 どちらかを選択	使えることが多い	50 (単身37.5)	上限1200 (評価の6割) どちらかを選択	100 (単身75)	・税金をおさめている場合は必ずご説明を！ ・確定申告すれば、税金が減額、免除になる可能性
中規模 半壊	→			170		70.6 どちらかを選択	使えることが多い		上限1200 (評価の6割) どちらかを選択	50 (単身37.5)	
半壊	→			170		70.6 どちらかを選択	使えることが多い		上限1200 (評価の6割) どちらかを選択		
準半壊	→			家財の3分の1以上の損害 あれば150		34.3			上限1200 (評価の6割) どちらかを選択		
一部損壊	→			家財の3分の1以上の損害 あれば150					上限1200 (評価の6割) どちらかを選択		



問題2 (回答)

あくまで仮に最大の金額
を使うとすればの計算。

どんな選択がご夫婦の
幸せにつながるかは
簡単には答えがだせないね。

次の被災者が支援制度を活用して使える**最大の金額**を考えて、回答欄に書きましょう。

夫は75歳、妻は70歳の二人暮らしです。地震で家が**半壊**しました。

貯金は300万円あります。地震保険は300万円もらえる予定です。

家は、築45年の2階建てで、土地が500万円、建物は500万円の評価でした。

住宅ローンや借金はありません。今回の災害は、**特定非常災害**に指定されたようです。

義援金は50万円もらい、自治体からは修理には50万円の補助金がでると聞きました。

年金生活(200万円)で余裕はありませんが、壊れた家を **解体して1000万円ぐらいの
平屋の家でよいので建てたい** です。

火災(地震) 保険・共済 火災保険だけでは地震・津波の被害保障なし	義 援 金 家族の死亡や住家被害の程度により支給される	被災ローン 減免制度 住宅、事業、教育などの個人ローンの減額・免除	災害援護 資金貸付 1か月以上の負傷家財損害、住家被害に応じ最大350万円貸付	自治体の 独自支援 自治体により支援の有無・内容が異なるので情報収集	応 急 修 理 制 度 仮設住宅 半壊以上 70万6000万円 準半壊 34万3000円	仮 設 住 宅 原則 2年以内 家賃無料 半壊も入居可能性	公費解体 原則全壊建物が対象。 特定非常災害等なら 半壊以上の家屋や 一部事業所も無料で 解体・撤去	被災者生活再建支援金 基礎支援金 全壊・解体・長期避難 100万円 大規模半壊 50万円	災 害 復 興 住 宅 融 資 (建設・購入・補修) 建設・購入資金は 半壊・補修は一部 損壊以上が条件	リバース モーゲージ 60歳以上なら、不 動産を担保に、利 息のみの返済可能	被災者生活再建支援金 加算支援金 建設・購入 200万 修理 100万 民間貸借 50万 *中規模半壊は上 の各半額	雑損控除 (災害減免法) 建物・家財・車・墓 地などの被害や災 害による支出で税 金が減免される
300 万円	50 万円	使う 使わない	250 万円	万円	万円	使う 使わない	使う 使わない	100 万円	万円	900 万円	200 万円	使う 使わない
		↑ 選んで 丸をつける			↑ 選んで 丸をつける	↑ 選んで 丸をつける	↑ 選んで 丸をつける		どちらか1つ			↑ 選んで 丸をつける

被災時の預貯金 300 万円 + 支援制度の合計 1800 万円 = 合計 2100 万円

解体・現地建替えの支援制度

(チェックシート)

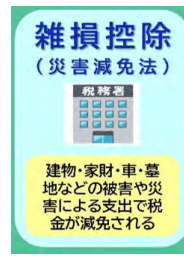
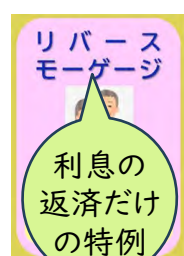
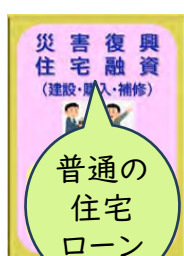
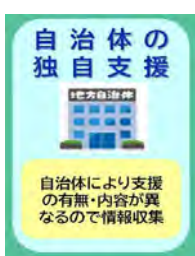
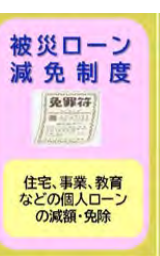
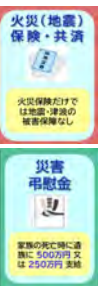


ご相談者の方の罹災証明
の段だけをみればいいんだね



使える支援制度
などを
この表の左から順番に
チェックしていこう！

災害救助法と被災者生活
再建支援法がその自治体に
適用されている前提の表
なのでそこは注意



単位：万円

被害状況	支援制度	金額	条件	適用状況	上限	その他
全壊	・この4枚の使える支援にもれがないか確認する。 ・避難生活中のご家族の死亡は、弔慰金請求を検討。	350	・自治体ウェブサイトなどを確認して検討する。	使える	通常は 使える	100 (単身75) 上限2700 (評価の6割) どちらかを選択
大規模半壊		250		使えることが多い	・特定非常災害の場合と、自治体 が独自に実施する場合は使える	100 (単身75) ※解体を前提 上限2700 (評価の6割) どちらかを選択
中規模半壊		250		使えることが多い		100 (単身75) ※解体を前提 上限2700 (評価の6割) どちらかを選択
半壊		250		使えることが多い		100 (単身75) ※解体を前提 上限2700 (評価の6割) どちらかを選択
準半壊		家財の3分の1以上の損害 あれば150				